

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
会議録

開催回数	第 9 回				
開催年月日	平成 25 年 12 月 22 日 (日)				
開催時間	13:00～17:25				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
出席者	学識経験 委員	(一社) 廃棄物処理施設技術管理協会 会長	委員長	寺嶋 均	
		(一財) 日本環境衛生センター 理事	副委員長	河邊 安男	
		持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長		鬼沢 良子	
		東京電機大学 未来科学部 建築学科 教授		土田 寛	
	委員	印西市公募住民			亀倉 良一 黒岩 七三 黒須 良次 堀本 桂進 山口 進
		白井市公募住民		副委員長	柴田 圭子 藤森 義韶 渡邊 忠明
		栄町公募住民			山本 博久
		印西CC環境委員会住民側委員			岩井 邦夫
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	岩崎 良信
		印西CC	技術班 技術班 技術班	工場長 主幹 主幹 副主幹 主査 副主査	大須賀 利明 高橋 康夫 鳥羽 洋志 土屋 茂巳 鈴川 昭夫 川砂 智行
	関係市町	印西市環境経済部クリーン推進課 次期中間処理施設対策室長事務取扱		担当課長	山口 隆
		白井市環境建設部環境課		課長	藤咲 克己
		栄町環境課		課長	岩崎 正行
コンサル タント	(株) 日本環境工学設計事務所 技術部		課長 主任	朝日 大輔 糸山 豊	

※栄町 玉野辰弘委員：欠席

※傍聴人：9人

次第	頁
1 開会	3
2 会議録について（第7会議・第8回会議）	3
3 ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について	4
4 中間答申書（案）について	5
5 その他	5 6
6 閉会	5 8

次第1 開会

川砂智行（事務局：副主査）

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会の第9回会議を開会します。

先ず報告ですが、栄町の玉野委員は、本日、所用のため欠席との連絡を事前にいただいています。

それでは開会にあたり、委員長のご挨拶をお願いします。

寺嶋均（委員長）

年末の忙しい時期に用地検討委員会第9回会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、これまでの審議の結果を受けて中間答申書をまとめたいと思いますので、ご協力願います。

川砂智行（事務局：副主査）

以後の会議進行を委員長をお願いします。

寺嶋均（委員長）

議題に入る前に、第9回会議の会議録署名委員の指名を行います。

今回は鬼沢学識経験委員と土田学識経験委員をお願いします。

次第2 会議録について（第7回会議・第8回会議）

寺嶋均（委員長）

次第の2番、第7回会議と第8回会議の会議録についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

先ず、第7回会議録ですが、こちらは既に皆様の内容確認が完了しており、組合ホームページで公開しています。

次に第8回会議録ですが、全文会議録の作成は概ね終わったものの、コンパクト化する作業が未完了であることから、本日は取り急ぎ第8回会議の決定事項のみを概略列記したものを提出します。

公開対象となる第8回会議のコンパクト版会議録はこれから作成しますが、1月上旬に皆様に提出出来るものと見込んでいます。

寺嶋均（委員長）

第7回会議の会議録については、メールで皆さんに確認いただいております、既に公開されているということです。

第8回会議の会議録は作成中ということで、本日は決定事項を概略列記したものが提出されていますが、承認することよろしいですか。

(「異議なし」との発言あり)

次第3 ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について

寺嶋均 (委員長)

続きまして次第の3番、「ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

高橋康夫 (事務局：主幹)

資料は、参考資料①となります。

12月1日に、ごみ処理基本計画検討委員会第6回を開催し、これまで協議・検討した内容の全てを素案としてまとめ、改めて確認と協議をいただきました。

ただし、次期中間処理施設整備の基本方針は、用地検討委員会のこれまでの調査審議において提出された意見を伝え、再度、議題として取り上げ、検討いただきました。

その結果として、当該基本方針は、新たに経済性及び住民参加に関することを追加しました。

また、整備する施設規模の見込みは、9月22日に開催した用地検討委員会第6回会議で報告したとおり、平成40年度のごみ排出量予測を踏まえて166t/日±10%程度としていましたが、ごみの減量施策やスローガン等が検討され、更にはプラスチックごみの取り扱いについても今後の課題として挙げられたことなどから、改めて設定したごみ減量目標と今後のごみ処理行政に課された方向性も考慮し、ごみ処理基本計画における次期中間処理施設の基本方針としての焼却施設と粗大ごみ処理施設の規模の見込みは、平成40年度における減量目標達成時のごみ量と、その他の災害ごみ等の年間排出量を示すことに改めました。

本件は、本日の議題の4番、中間答申書(案)において、協議いただきたいと思います。

ごみ処理基本計画検討委員会第6回会議では、以上のような協議を行い、また、素案の一部修正を議論し、パブリックコメント募集の対象事案をまとめました。

今後のごみ処理基本計画検討委員会のスケジュールは、パブリックコメント募集が1月6日から2月6日で、第7回会議を3月9日に予定しており、3月中旬には管理者へ答申する予定です。

寺嶋均 (委員長)

事務局の説明が終わりました。

質問などがあればお願いします。

岩井邦夫 (委員)

ごみ焼却施設の処理能力の関係で以前話がありましたが、災害ごみ1,000tと容器包装プラスチック3,000tも見込むとのことでした。

ただし、今の説明では容器包装プラスチックの焼却は今後の課題ということなので、現時点では災害ごみ1,000tだけを見込むべきと思いますが、いかがですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

ごみ処理基本計画検討委員会第6回会議で、ご指摘の部分の議論はありましたが、やはり容器包装プラスチックごみは加えておくべきということで、災害ごみ 1,000 t と容器包装プラスチック 3,000 t を合わせた計 4,000 t をその他のごみとして見込むこととなりました。

岩井邦夫（委員）

容器包装プラスチックごみは、燃やすことで決まったという意味ですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

あくまでも平成40年度の予測ごみ量なので、決まったということではなく、その取り扱いが課題ではあるものの、やはり予測としては入れておくべきとのことでした。

岩井邦夫（委員）

将来、容器包装プラスチックごみを燃やした場合、処理能力が足りないと困ることから入れておくべきという意味ですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

そうです。

岩井邦夫（委員）

了解しました。

寺嶋均（委員長）

その他、質問がないようなので、ごみ処理基本計画検討委員会の検討概要を確認したという取り扱いで、次に進みたいと思います。

次第4 中間答申書（案）について

寺嶋均（委員長）

続きまして次第の4番、「中間答申書（案）について」を議題とします。

中間答申（案）はページ数が多いことから、内容の種別毎に区切って審議したいと思います。

まず、中間答申書（案）の概要について事務局から説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

中間答申書（案）の目次をご覧ください。

本編と資料編からなる2編で中間答申書（案）を構成していますが、基本的に内容の大部分は既に審議済みとなっています。

1ページをご覧ください。

9項目からなる諮問事項に対し、1項目ずつ答申概要を記載しています。

諮問（1）は、整備に適した用地の条件に関することですが、答申概要としては、1次審査で確認する4つの用地条件の概要を列記しています。

次に2ページをご覧ください。

諮問（2）は、比較評価項目に関することですが、答申概要としては、1次審査及び2次

審査で評価する大項目と小項目を列記し、内容はこの後の資料によるとしています。

諮問（３）は、比較評価基準に関することですが、答申概要としては、小項目毎に比較評価基準を設定した旨を記述し、内容はこの後の資料によるとしています。

次に３ページをご覧ください。

諮問（４）は、配点に関することですが、答申概要としては、大項目と小項目毎に配点を設定した旨を記述し、内容はこの後の資料によるとしています。

諮問（５）は、募集方法に関することですが、答申概要としては、１点目が公募を行うことです。

２点目が関係市町による推薦で、①として、新たな候補地を関係市町に推薦依頼すること、②として、前回計画の比較検討地５箇所が現在も候補地としてなり得るか及び再度推薦するかを照会することです。

最後の３点目が、現在地は候補地の１つとして位置付けることです。

諮問（６）は、応募がなかった場合の対応に関することですが、本件はこれまでの会議で一部議論にはなりましたが決定はしていません。

答申概要としては、公募期間の延長をはじめとし、想定される対応をいくつか列記しましたが、現時点で対応を決定するというのではなく、応募がなかった事由を検証した上で適切な対応を調査審議することとしています。

よって、本件の答申は、今後の状況に応じて来年度の７月を目途としている最終答申で考えています。

次に４ページをご覧ください。

諮問（７）は、候補地の選定に関することですが、本件は候補地が出揃う来年度に入ってから調査審議事項となるので、最終答申によるとしています。

諮問（８）は、周辺住民との合意形成に関することですが、こちらも来年度に入ってから調査審議事項となるので、最終答申によるとしています。

諮問（９）は、その他必要な事項に関することですが、これまでの会議における調査審議では、その他として特段のことを決してはいませんので、今後の状況に応じて最終答申によるとしています。

寺嶋均（委員長）

事務局の説明が終わりました。

説明のあったとおり、３ページの諮問（６）、募集の結果、応募がなかった場合の対応に関することは、これ迄の会議で一部議論にはなりましたが、決定はしていません。

１２月８日に開催した意見交換会において、住民の方からも関連質問がありましたが、最初に本件について意見があればお願いします。

藤森義韶（委員）

３ページの諮問（５）と（６）の関係ですが、答申（５）３番に「現在地は候補地の１つとして位置付ける」と記載されています。

よって、諮問（６）で「募集の結果、応募がなかった場合の対応」とありますが、応募がなかったとしても答申（５）３番で現在地が候補地として位置付けられているので、その辺

の解釈が少し曖昧という気がします。

現在地を候補地として挙げているのであれば、募集の結果、応募がなかった場合の対応を検討する必要があるのかどうか。

渡邊忠明（副委員長）

補足しますが、要するに現在地は評価の物差しにも相応しく、やはり候補地の1つとして選定すべきとなりましたが、応募がないのに現在地のことが言えるのかという問題提起があった際、私が諮問（9）の「用地選定において必要と認められる事項に関すること」で読めば、用地検討委員会で現在地を候補地に挙げても差し支えないと申し上げ、意見が集約したと記憶していますので、藤森委員の言うとおりでと思います。

寺嶋均（委員長）

答申（5）3番は、「現在地は候補地の1つとして位置付ける」と非常に簡略的に記載していますが、現在地を候補地に挙げることでどうなのかという一面もあるようなので、これまでの経緯及び用地検討委員会の議論からすると、「現施設は問題なく運営してきた実績を踏まえ、モデルと見做して候補地の1つとする」というような記述にしたほうが良いと思います。

藤森義韶（委員）

答申（5）3番の現在地の問題で、合わせて非常に気になるのが、現管理者が印西市長選で、現在地には建てないと公約として掲げていたことです。

前回計画が頓挫した要因もそこにあります。

よって、その辺は用地検討委員会として意見を出し合い、慎重に検討を進めるべき話であり、応募がなかったから、現在地に決めるという単純な話ではないと思いますので、答申（5）3番で「候補地の1つとして位置付ける」ことに関し、やはり補足が必要だと思います。

印西市の市長公約は、白井市及び栄町においては全く関係がなく束縛されないものと思いますが、印西地区の中心地である印西市の住民が選択支持したことなので、非常に重きを置くべき事項だと思います。

寺嶋均（委員長）

今年の5月に、廃棄物処理施設整備計画が閣議決定され、ごみ焼却施設の役割に対する情勢の変化もあるかと思えます。

ごみ処理基本計画検討委員会が打ち出した次期中間処理施設の整備基本方針も閣議決定された当該計画が基となっています。

そうした情勢下、今迄、管理者などが、ごみ焼却施設をどのような形で受け止めてきたのかという部分もありますが、用地検討委員会として、ごみ焼却施設の役割の変化も含めた形で、答申（5）3番をまとめることも考えられます。

亀倉良一（委員）

応募がなかった場合は、現在地に収れんされるのではということですが、答申（6）を良く読むと、応募がなかった場合に考えられる代替案として、「公募期間の延長」、「用地条件を変更し再公募・関係市町へ再推薦依頼」、「検討委員会による推薦」及び「現在地を建設候補地」というように、いくつかの例示として記載されています。

最終的にどうするのかは後半部に記載しているとおり、応募がなかった事由を検証し適切な対応を執るということなので、自動的に現在地に収れんするという話ではありません。

よって、このままでも問題ないと思います。

黒須良次（委員）

藤森委員から意見のあった答申（５）３番、「現在地は候補地の１つとして位置付ける」ことに関し、そのように位置付ける理由が分からないので、今迄の経緯に基づき何らかの補足をしないと問題だと思えます。

理由としては色々ありますが、大きな部分としては委員長説明のとおり今年の５月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、ごみ処理施設の位置付けが大きく変わり、今迄とは違うということで、現在地を候補地として挙げることは非常に正当性があるという話だったと思えます。

しかし、それはあくまでも用地検討委員会の中の話で、前回計画における現在地の扱いは基本的に答申（５）２番の②における比較検討地５箇所と同列だったと思えます。

現在地は、今回も多分同列に扱うべき用地で、今迄議論にあったようにモデル的な用地にもなるし、あるいは今年の５月以降にごみ処理施設の位置付けが変わったこともあり、当然比較検討地に入れるべきという論理になったと思えます。

しかし、ごみ処理施設の位置付けが国のほうで大きく変わったという今年の５月以後、印西市長は印西市議会では現在地にはごみ処理施設は建てませんと発言しています。

現在地は、駅中心地区の都市的な状況に相応しい住民のための施設を考えていきたいというような趣旨の発言をきちんとされているのが議事録を見ても明らかな話です。

その点を用地検討委員会としてどう受け止めるべきかということになると思えますが、今迄、印西市の考えが問題になってきているので、答申（５）２番の②において、印西市に対し現在地を候補地の１つとして推薦するのかわからないのかということをお互いに確認すべきで、きちんと答申（５）の２番と３番の仕分けをして、用地検討委員会の考え方をはっきり示しておいたほうが誤解がないと思えます。

寺嶋均（委員長）

現在地に関して印西市としての見解を求めるということですか。

黒須良次（委員）

そうです。

それは当然すべき話で、それをしないと逆に失礼になると思えます。

柴田圭子（委員）

黒須委員の仰るとおりだと思います。

答申（５）３番で、「現在地は候補地の１つとして位置付ける」とするならば、これ迄の経緯を考えるとやはり補足が必要で、この表現はまずいと思えます。

また、答申（６）に現在地を入れるかどうか、書き方をどうするかは慎重に検討を進める話であり、この内容で答申することはまずいと思えます。

なお、答申（６）はこれまで会議で審議しておらず、内容は事務局案なので、これから審議して決めていく話であると捉えています。

岩井邦夫（委員）

現在地については、これまで相当の論議を行いました。

結果としては印西市からの推薦は絶対にならないことが見込まれることから、用地検討委員会で候補地として残しておくこととなりました。

また、現在の印西市長は次期中間処理施設を現在地には造らせないという意見を述べていますが、議会で承認されているわけでもありませんし、諮問書に現在地を除いてとは記載されていませんので、やはり用地検討委員会としては、1つの基準として現在地を残しておくべきという結論に達したはずです。

印西市長がどう考えようが、我々は我々の考えでいくということで決していますので、議論を蒸し返すような意見はよしたほうが良いと思います。

黒須良次（委員）

非常に残念ですが、岩井委員は私の主張を取り違えているように思います。

岩井委員が仰る現在地を残しておくことについては、答申（5）3番に記載されています。

要するに、答申（5）2番で、印西市または印西市長が現在地を推薦するのかわしないのかという意向の把握をきちんとしておくべきという話です。

議会が言っている、外で議員が言っているというようなことではなく、あくまでも印西市が現在地をどう考え、また、推薦するのかわどうかをきちんと用地検討委員会で聞いておくということです。

なお、万が一、印西市が現在地を推薦しなくなっても、用地検討委員会としては答申（5）3番に記載されているとおり、候補地の1つとして採り上げるということです。

岩井邦夫（委員）

現在地は、答申（5）の2番と3番の両方に入れておくということですか。

黒須良次（委員）

そうです。

そうしないと、印西市の考えを無視することになります。

岩井邦夫（委員）

議会で決定しないと市の考えにならないと思いますが、市長の考えという意味ですか。

黒須良次（委員）

印西市として用地検討委員会に対して現在地を推薦するのかわしないのかということなので、何も議会で議決する必要はないと思いますが、市長の考えでも良いと思います。

藤森義韶（委員）

黒須委員が仰ったように、現在地を推薦するかわしないかは、予算が伴わないので議会で議決する必要はなく、市長自身の決断で出来ます。

我々はそこに十分に重きを置いておかないと、最後になってひっくり返ることが当然あり得るので、黒須委員の仰ることについては、やはり十分に内容を検討して曖昧な形にするべきではないと思います。

しかし、印西市長はそう仰っていますが、それは印西市のことであって、我々白井市民からすると必ずしも確認する必要はないのではという考えも一方ではあります

最終的には、印西市長である管理者の権限で決定する話だとは思いますが。

山本博久（委員）

印西市長である管理者が用地検討委員会へ用地選定を諮問し、現在地の問題も含めて検討しようとしているときに、印西市長という立場で現在地には造らないという発言をされたということに対し、非常に残念に思います。

議会で質問があった際、「住民及び学識経験者で組織する用地検討委員会で審議を進めており答申書が提出されます」という答弁をしていただきましたかったです。

そういう考え方からすると、用地検討委員会の答申としては、現在地を候補地の1つとして位置付けることに関し、問題ないと考えます。

亀倉良一（委員）

私は市民活動として印西クリーンセンター問題に関わってきた立場なので、心情的には印西市長が仰ることは分かりますし、判断基準としても自分の意見とそう違わないだろうと思っていますが、評価基準の公平性及び透明性などの観点から考えた場合、ただ印西市長が建てさせないと言っているだけで候補地から外すのは、やはり反対意見が出てくると思います。

また、管理者・副管理者が一致して現在地を外す意向であれば話は早いですが、そうではなくはっきりしていないという最大の問題が背景にあるので、そこは如何ともし難いと思います。

また、印西市長の主張で計画を変更するのであれば、例えば後年に当選した新たな印西市長が別の主張であった場合、またやり直しという事態になるので、現在地はこれから最終決定する評価基準のフィルターにかけ、次期中間処理施設用地としての妥当性を会議で検証していけば良いと思います。

黒須良次（委員）

私の意見に対して、先程、山本委員から、印西市長が印西市議会で現在地には建てません、もっと相応しい土地があるのではという発言が残念で、また、組合管理者の立場で用地検討委員会を設置したのは何か矛盾するのではないかという趣旨の意見がありました。

山本博久（委員）

矛盾とは言いませんが。

黒須良次（委員）

そういう趣旨の話だと思いますが、それは印西市長として発言したことであり、2市1町の組合管理者として発言したことではありません。

組合管理者としては、2市1町全域で相応しい場所を探したいと発言しています。

それは当然のことで、印西市という自分の地域の考えがある一方、組合管理者としてはより広い立場での考えがあります。

ついては、やはり各組織の長としての発言なので、割り切って考えるべきだと思います。

山本博久（委員）

そうした割り切りということであれば、用地検討委員会としても割り切って現在地を候補地の1つとすることに対し、何ら問題がないと考えます。

寺嶋均（委員長）

諮問書には現在地を外すという文言は入っていませんので、公平あるいは客観的な立場から見て、最適な候補地を選定する役割を我々は任されたと受け止めてもよろしいと思います。

なお、現在地に関しては、答申（５）３番のような書き方では確かに簡単過ぎるので、先程も申し上げたように、今迄、用地検討委員会で審議してきたことを受け止めれば、これ迄問題なく運営してきた実績などを踏まえ、候補地のモデルとして位置付けることで良いと思います。

印西市に対し、現在地について事務的に確認するかしらないかという問題もあります。

高橋康夫（事務局：主幹）

前回計画では、答申（５）２番の②に記載された当時の関係市町村の推薦地５箇所と、現在地は別途で考えており、現在地を比較検討の土俵にあげる際、印西市に確認はしておらず、あくまでも建替用地があることから、候補地の１つとしました。

岩井邦夫（委員）

答申（５）３番ですが、あまりにも簡単に書いているのではということで、もう少し捕捉説明が必要ということですが、過去に公害を出してないことなどを色々と表現すると異論もあると思いますので、強いて言えば、用地検討委員会が現在地を候補地の１つに決めたという文言を入れれば良いと思います。

そうした表現ですっきりすると思います。

とにかく、我々は用地選定を委託されていると理解し、我々が決めた評価項目及び配点に従い、ある意味では粛々と住民目線で評価すれば良いのであり、政治家が何を言おうが心配する必要は全くないと思います。

最後に決めるのは行政なので、我々は我々の考えで検討すれば良いと思います。

黒須良次（委員）

事務局から答申（５）の２番及び３番に関し前回計画の説明がありましたが、趣旨は何ですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

答申（５）２番の②の前回計画における比較検討地５箇所は、当時の関係市町村からの推薦地で、答申（５）３番の現在地は、関係市町の推薦によるものではないということです。

黒須良次（委員）

先程、私の考えを少し述べさせていただきましたが、答申（５）２番の②における前回計画の比較検討地５箇所と、答申（５）３番の現在地は、推薦を受けていようが受けていまいが同列で比較するので、当該比較検討地５箇所に現在地を加えた６箇所を確認して印西市の意向をきちんと受け止めておくことが必要だと思いますし、失礼がないものと思います。

土田寛（学識経験委員）

これまでの経緯について良く分からない部分がありますが、前回計画の際、新たな比較検討地としての５箇所プラス現在地で検討されましたが、現在地については、当然、現施設建設時の将来予測があり、ごみ処理施設整備の妥当性等についても検討され、かつ、将来の建替用地も含んで先人達が計画されました。

そういう意味からすると、先人達に対するある種のリスペクトではありませんが、要するに公共公益性を継続的にさせるために、属人的な部分と計画の論理性の中での一貫性について、当然、計画は修正を加えるべきだとは思いますが、その流れの中で言うと、新たな用地と現在地は分けて議論されていたと考えられます。

それを今回、どのように考えるかですが、そういう意味からすると、前回計画において比較検討した用地は確かに6箇所ですが、これまでの考え方を踏襲すれば、現在地そのものは候補地として別建てで残っているという位置付けに出来ないでしょうか。

そういう意味からすると、現在地をどう評価するのかということも諮問されている用地検討委員会としては、答申(5)2番の②について、5箇所の各用地を所管されている関係市町の首長に対し、パラレルな投げ掛けを当然するとして、計画の本旨の部分でいくと、現在地そのものは別建てで検討対象とし、評価の遡上に載せるというような流れで候補地の1つに設定してはどうかと考えました。

藤森義韶(委員)

土田学識経験委員の意見とは違いますが、先程の黒須委員が仰ったことは、結局、関係市町に再度推薦するのかを照会する用地について、5箇所から6箇所に変更したらどうかという提案です。

前回計画における比較検討地5箇所プラス現在地1箇所の比較評価を進め、最終的に2箇所が残りましたが、現在地はその内の1箇所でした。

そういう経緯や位置付けからすれば、やはり印西市に対し現在地の取り扱いを確認しておく必要があるという気がします。

よって、答申(5)2番の②は、現在地を含めた6箇所にしたほうが良いと思います。

寺嶋均(委員長)

答申(5)2番は「関係市町による推薦」というタイトルになっているので、ここに現在地の取り扱いを追記すると言葉が合わなくなりなす。

川砂智行(事務局:副主査)

用地検討委員会におけるこれまでの審議内容を改めて確認していただきたいのですが、前回計画における比較検討地5箇所と現在地を合わせた計6箇所の用地の取扱いは既に会議で決しています。

先ず当時の関係市町村から推薦をいただいた比較検討地5箇所は、今回、用地条件等が変わることから、現在でも候補地としてなり得るか及び再度推薦するかどうかを照会し、再度推薦のあった場合は、候補地に加えることで決しています。

次に現在地は、比較評価の物差し及びこれまでの安定・安全操業の実績等も踏まえ、候補地として残すことで決しています。

なお、現在地は印西市の行政区域内に位置していますが、土地を所有しているのは印西市ではなく印西地区環境整備事業組合なので、印西市・白井市・栄町で所有権を有しているという考え方になります。

土田寛(学識経験委員)

先程の意見を訂正しますが、前回計画で推薦のあった5箇所は再度確認的な意味で照会し、

現在地は前回計画と同じ流れの中、あくまで現業という以前に、2市1町の権利が発生しており、そのまま候補地であるという意味でいくと、原文のままで良いような気がします。

やはり、印西市長の選挙公約及び議会での発言云々は、先程整理していただいたとおり、2市1町の代表としての管理者の立場と、1市の首長という立場がありますが、用地検討委員会はあくまで管理者の付属機関なので、2市1町全体が責任分担の範囲という前提で議論したほうが良いと思いました。

渡邊忠明（副委員長）

繰り返しになりますが、以前、用地検討委員会が現在地を推薦出来るのかどうかという問題が提起された際、私は諮問（9）の「用地選定において必要と認められる事項に関すること」において、現在地は今迄の安定操業の実績及び他の候補地と比べる物差しとしても大事なので、候補地の1つに加えるべきと発言し、大体収まったように記憶しています。

藤森義韶（委員）

答申（5）3番の現在地は推薦ではなく、用地検討委員会が位置付けしましたが、なぜ現在地を答申（5）2番の②に加えるべきかということ、やはり印西市に対して前回計画の比較検討地5箇所その他、現在地についても推薦する意思があるのかどうか、一定の確認をしておく必要があると思うからです。

また、現在地の所有者は組合ですが、実存する場所は印西市なので、やはり印西市の意見は非常に大きいという気がします。

なお、印西市が現在地を推薦しようがしまいが、用地検討委員会としてはどちらでも構いません。

要は、そういう手段を講じておく必要があるということで申し上げます。

渡邊忠明（副委員長）

要するに礼を尽くすということですね。

岩井邦夫（委員）

その必要はないと思います。

土田寛（学識経験委員）

印西市長に対してそれを投げたら、議会答弁がどうかは分かりませんが、「推薦しない」で終わるだけです。

藤森義韶（委員）

それであれば、それで良いと思います。

土田寛（学識経験委員）

そうした踏絵をわざわざさせることの意味が良く分かりません。

回答内容によっては、本人の責任問題にもなると思います。

河邊安男（副委員長）

回答内容は、大体想定されると思いますので、わざわざ確認する必要があるのか疑問です。

黒須良次（委員）

踏絵ということではなく、やはり前回計画で6箇所を比較検討した際、長期計画で既に建替用地があると、また、色々な建替え方法もあると、要するにテニスコートに建替えるのか、

あるいは炉だけ入れ替えるのかなど色々議論しましたが、これまで千葉ニュータウン事業は土地利用計画を相当変更してきました。

つまり、当初に想定した土地利用計画と全然違う形のまちづくりが進んでいます。

例えば道路にしても、大塚の業務地区から9住区へ渡る橋が当初は計画されていましたが、現在は計画がなくなり千葉ニュータウン北地区は県道61号線で分断されてしまいました。

また、駅周辺にしても当初の商業地域に住宅が建つようになり、印西クリーンセンターの周辺に住む方が増えている状況があります。

今年の5月の閣議決定で、クリーンセンターそのものの機能について、もっとクリーンな施設、地域に貢献するような施設ということで大きく変わってきていると思いますが、要するに印西市ないし印西市長は、当然まちづくりをどんどん見直しているはずですし、過去の都市計画の在り方に固執せず、将来のために土地利用を考えていきたいというのが基本スタンスだと思います。

については、やはり現在地の現状確認をすることは必要だと思います。

岩井邦夫（委員）

やはり今の意見に反対で、事前に確認する必要は一切ありません。

先程から言っているように、我々は住民目線で評価基準を決めて粛々と評価すれば良いのであり、事前にお伺いをたてるような配慮は一切ありません。

結局、最後に建設地を決めるのは行政側なので、我々はあくまでも住民目線による評価基準に従い各候補地を評価するだけです。

なお、印西市に確認した結果、現在地に建てるつもりないという回答だった場合、我々はそれをどう評価するのですか。

候補地の比較評価項目・基準に、該当するものは何もありません。

黒須良次（委員）

お伺いをたてるわけではないので、そうした心配は多分ありません。

要するに、印西市のまちづくりの考え方を確認し、候補地として推薦するかしないか聞くだけです。

岩井邦夫（委員）

それは最後に聞くことでも良いと思いますが。

公募により応募される候補地もあるので、途中で聞く必要はありません。

黒須良次（委員）

最終的な局面で色々議論するときに、やはり必要になると思いますが、これまで候補地の評価の方法などを色々議論してきた中、印西市の意向は一切入ってきていません。

岩井邦夫（委員）

我々が諮問された内容からすると、それで良いのです。

黒須良次（委員）

最後の評価の際、まちづくりの関係で若干関係するかもしれませんが、トータルに考えると用地検討委員会としてやはり現在地は非常に貴重な場所です。

現在地は、まちづくりを戦略的に考えるべき印西市の中心地の1つなので、やはり印西市

の考えを聞いておくべきだと思います。

岩井邦夫（委員）

我々がそこまで斟酌する必要は更々ないと思います。

それでしたら、諮問事項に最初から加えるべきです。

黒須良次（委員）

斟酌する必要がないのであれば、逆に答申（５）２番②の考え方が少し弱くなる感じがします。

亀倉良一（委員）

確かに印西市が現在地を候補地としてどう考えているのかを聞くべきであるということはある程度分かりますが、関係市町が推薦する用地について、当該市町がまちづくりの観点からどのような考え方を持っているのかを聞くことは当然有り得るので、現在地の確認は比較評価を行う段階でも良いという気がします。

そういう意味では、評価の１つの要素になると思うので、答申（５）２の②番で、前回計画における比較検討地５箇所について再確認し、再度推薦するのであれば、どのような観点で再度推薦したのかは当然聞かなければいけません。

それと同じような意味で、現在地に対する印西市の意向を聞くということは公平性の観点から言っても別におかしくないし、特別扱いするわけでもありません。

渡邊忠明（副委員長）

土田学識経験委員から、先走ることにはしないほうが良いというような意見もあったと思いますが、皆で議論してまとめた評価基準も含め、せっかくここまで整理したので、これまでの流れに沿い、表現が適切かどうかは別ですが、現在地はモデルケース、あるいは検証の物差しの１つとして答申（５）３番に挙げ、粛々と評価することに尽きると思います。

岩井邦夫（委員）

異議なし。

土田寛（学識経験委員）

前回計画における比較検討地５箇所は、当時の関係市町村が、ここであれば問題ないという可能性が高いとか、端的に言うとそれぞれの都市計画及びまちづくりの方針等々と齟齬がないということに関係市町村にある種の責任を持たせて候補地にするというようなプロセスだったと思います。

そして現状において大所高所から見た際、当時と状況が変わっているかという意味での確認は当然必要だと思います。

また現在地に関連し、確かに４０年５０年、都市計画が機能しておらず、現在の土地利用そのものもコントロール出来てないので、当然、商業地が住宅地になるなど、生活環境へ多大な影響を与えているということは、正に都市計画行政そのものの問題ではあります。

しかし、都市施設の説明を以前したように、あくまで都市施設が都市計画変更されていない限り、その周りがそれとの関係の中で変化していくことについて、全くノーコントロールであるということは、基本的に都市計画権者のサポーターになってしまいますので、確かに都市計画が完了していない、当初の計画通りになっていないということはありますが、計

画そのものがどうでも良いということになってしまうと、1番根っこの部分がぶれてしまいます。

要するに、現在地は都市計画施設として現存しているので、周辺の土地利用がどう変わろうと計画上の整理に少しウエイトを置かないと何でもありの状況になってしまうことから、今の整理の仕方で良いのではと思いました。

なお、参考になるか分かりませんが、今、国立競技場の建替えの話でもめているのをご存じですか。

著名な建築家に依頼し、凄い規模の競技場を造るのですが、実はその地区は歴史的風致を保全する風致地区という都市計画が掛かっていました。

しかし、建築コンペに先立ち、都市計画審議会が緩和してしまいました。

それと同じようなことが仮にあるとすれば、現在地を白紙ベースで検討出来るような気がしますが、多分、現段階で印西市都市計画は、現在地の都市計画決定を廃止していないはずで。

そういう意味からすると、将来に亘ってもその整合性だけは動かさないようにしていただきたいと思います。

堀本桂（委員）

答申（5）2番については、関係市町による推薦なので、先程議論になった都市計画、今後の都市計画の中での各自治体の位置付け及び意向などが反映されやすいと思いますが、答申（5）1番の関係市町区域内の土地を対象とした公募は、行政側の意向とは無関係に応募があります。

そういう違いはありますが、関係市町に対し候補地における都市計画などに関する意向の確認が必要なのであれば、答申（5）1番による応募地も同様に確認の対象になると思います。

答申（5）3番の現在地は、やはり答申（5）2番の推薦の枠とは違った用地なので、別に位置付けたほうが良いと思います。

ただ、原案の答申（5）3番の表現では、現在地を候補地の1つとして位置付ける理由が分からないので、従前から建替え用地を保有していることも踏まえた説明を補充し、答申（5）は原案のとおり1番、2番、3番に分けた整理のほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

皆さんの色々な意見を聞いたうえでの私の考え方を申し上げます。

答申（5）ですが、区分としては原案のとおり1番、2番、3番という枠組みで整理するものの、3番は現在地を候補地の1つとして位置付けたことに関し、補強的な表現を追記することで良いと思います。

また、答申（6）については、先程、亀倉委員からも意見がありましたが、現時点では具体的な対応策には触れず、応募がなかったときは、用地検討委員会でその検証を行った後、対応を考えるという形で良いと思います。

藤森義韶（委員）

最初に提起した立場から申し上げます。

亀倉委員が仰った、評価段階で関係市町への確認が出来ること及び答申（５）３番の現在地については、内容を補強しておく必要があることについて、しっかりと確認及び認識しておくべきだと思います。

この問題を提起した理由は、やはり現在の管理者の意見は非常に大きく、かなり重きを置かなくてはならないということからです。

私共は用地の選択を付託された市民ですが、私は白井住民の立場なので、むしろ現在地は積極的に候補地にすべきという主張を持っていますが、先程、亀倉委員が仰ったような形で整理することで納得します。

高橋康夫（事務局：主幹）

修正は２点あると思います。

１点目は、答申（５）３番の表現を変更することです。

表現としては、「現在地は建替え用地を保有していることから、委員会の推薦地として位置付ける」でいかがですか。

２点目は、現在地だけではなく最終的な全候補地について、評価の段階で関係市町に対しまちづくりの見解を確認することです。

ここで、６１ページの３次審査No.16の地域活性化への寄与をご覧ください。

評価基準欄ですが、ごみ焼却熱の利用形態、防災機能の効果、情報発信機能の効果及び地域産業への寄与としての優位性・将来性等と記載しています。

この部分に係る審議の際、全候補地に対する関係市町のまちづくりの見解を確認することでいかがですか。

なお、まちづくりの見解は、前回計画でも比較評価した合計６箇所の用地の内、現在地を含む上位３箇所は印西市に立地していたので、当該３箇所は、まちづくりの見解を印西市に確認しました。

亀倉良一（委員）

事務局から修正点の話がありましたが、答申（５）３番の表現で「委員会の推薦地」はおかしいです。

委員会で推薦をするとなると、むしろ今迄よりも重い位置付けになってしまいます。

現在地も評価対象の候補地の１つとして扱うというような表現が良いと思います。

柴田圭子（委員）

候補地の１つとして位置付けると表現すると、諮問（６）の「募集の結果、応募がなかった場合の対応に関する事」が必要なくなります。

応募がなかった場合、自動的に現在地で決定と読み取れなくもないと思いますので、答申（５）３番における候補地の１つとして位置付けるという表現は少し危険だと思います。

「評価対象の１つとする」のような表現のほうが良いと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

用地の表現については、これまで色々な言葉を使ってきたところですが、住民の皆様にも分かり易くしたほうが良いというこれまでの委員意見を受け、今回計画で抽出する用地については、候補地で統一しています。

なお、答申（５）３番の現在地については、候補地の１つとして位置付けるとしており、文字通りあくまでも候補地の１つです。

一方、答申（６）においては、現在地を候補地ではなく、建設候補地と表現しています。

これは１１ページの全体フローをご覧になっていただければ分かりますが、１箇所に絞った候補地という位置付けになり、意味合いが異なります。

藤森義韶（委員）

先程、柴田委員が仰ったように、候補地の１つと表現すると、我々自身は了解していることでも、市民との論議の中で解釈に疑義が生じた際、果たして言い切れるのかどうか。

つまり一般住民は、応募がなかった場合、現在地を候補地の１つとして掲げているのだから自動的に決まるのではという受け止め方をすると思います。

河邊安男（副委員長）

そういう考え方をされる方もいらっしゃると思いますが、答申（６）では、用地検討委員会で審議しますと表現しているので、自動的に決まるという解釈にはならないと思います。

渡邊忠明（副委員長）

住民の皆さんに分かり易くというのは、用地検討委員会の基本スタンスなので、候補地と表現するよりも、要するに何で現在地を位置付けたかったと言うと、実績があり比較検討する際の物差しになり得るということなので、候補地ではなく「比較検討の対象地」という表現でどうですか。

山本博久（委員）

答申（５）３番に現施設隣の建替用地と記載されているように、組合では将来を見据えて建替用地を既に用意しています。

よって、既に用意している用地を候補地として位置付けるのは、言い過ぎかもしれませんが当然のことです。

逆に候補地としなかった場合、なぜ今迄この用地を所有していたのかという話になりますので、現在地は自動的に候補地の１つという扱いをせざるを得ないと思います。

寺嶋均（委員長）

候補地という文言について誤解のないように色々話がありましたが、先程、表現として比較検討の対象地という意見がありましたが。

岩井邦夫（委員）

原案で良いです。

山本博久（委員）

このままで良いと思います。

寺嶋均（委員長）

候補地は、複数の用地を想定する解釈もあります。

山本博久（委員）

色々な誤解を解いていくのも我々の仕事だと思います。

寺嶋均（委員長）

住民目線的に見て誤解がないようにということを仰ったのだと思います。

藤森義韶（委員）

再度申し上げますが、答申（５）３番の文言だと、応募がなければ現在地だと言い切っています。

誰が見てもそう思います。

そういう誤解を抱かせないために、修正が必要だと思います。

寺嶋均（委員長）

そのように最初から思わせるような感じがあるのは良くないということですね。

川砂智行（事務局：副主査）

答申（５）は用地の募集方法に関するのですが、答申（５）３番に記載している「現在地は候補地の１つとして位置付ける」ことに関しては、募集方法という概念に実は合致していません。

ただ、答申（５）については、原案の１番、２番、３番と並べたほうが用地に関する全体像が一目で分かることから、このようにまとめてみました。

なお、先程、渡邊副委員長から関連意見があったと思いますが、答申（５）３番は削除し、その代わりにその内容を答申（９）に加えるということではどうでしょうか。

そうすれば、答申（５）と（６）を見比べた際、応募がなかった場合の対応という部分で疑義が生じないと思います。

ただ、原案のとおり用地に関する全体像の全てを列記しておいたほうが分かり易いです。

堀本桂（委員）

私も答申（５）は用地の募集方法の項目なので、３番の内容は少し違和感があると思っていました。

なお、答申（６）ですが、応募がなかった場合は、現在地での建て替えも検討するというような表現はどうでしょうか。

渡邊忠明（副委員長）

それでは評価基準を作ってきたこれまでの流れに乗らないので、亀倉委員の仰ったようなことも含めると、やはり答申（５）３番に現在地のことは位置付けざるを得ないと思います。

岩井邦夫（委員）

質問ですが、諮問（６）の募集の結果、応募がなかった場合は、答申（５）１番の公募に対し応募がなかった場合なのか、それとも２番の関係市町による推薦がなかった場合も含むのかどうか。

この辺が少し曖昧なので、きちんとしておいたほうが良いと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

募集については、公募と推薦の両方を含んだ意味合いになります。

正確に表現すると長くなると思いますが、簡明にしたいことから、このように表現しました。

岩井邦夫（委員）

そういう解釈であれば、原案の文章で良いと思います。

寺嶋均（委員長）

これ迄、募集要項などの検討の際、用語の使い方をある程度整理してきたと思います。

候補地は、複数の用地を想定した意味合いで使われる言葉のようにも受け止められますが、応募がなかったときに現在地に結び付くような理解を持たせるのではという意見もありました。

土田寛（学識経験委員）

候補地という表現は、先程から議論されている諮問（3）における比較評価基準を適用する対象という意味合いですね。

渡邊忠明（副委員長）

募集要項では「候補地を募集」となっていますので、候補地ですね。

土田寛（学識経験委員）

諮問では用地という表現をしています。

渡邊忠明（副委員長）

しかし、用地検討委員会で決定した募集要項では「候補地を募集」となっています。

岩井邦夫（委員）

候補地ですね。

渡邊忠明（副委員長）

比較対象のため候補地の1つにするといった、少し和らげた表現はいかがですか。

岩井邦夫（委員）

今迄の流れと前後の文章から言って、候補地で良いと思います。

また、1次審査を通った候補地は1次候補地、2次審査を通った候補地は2次候補地などとしていますが、更にややこしい表現を入れると、何の意味か分からなくなりますので、用語についてはすっきりさせたほうが良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

論理的には仰るとおりですが、少しマイルドにということです。

岩井邦夫（委員）

かえって分かり難くなると思いますし、我々はあくまで評価基準に従って評価するだけなので、あまり意図的なことは入れないほうが良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

私の提案は取り下げます。

柴田圭子（委員）

答申（5）3番について、用地検討委員会の中で分かっているにもかかわらず、外部から見たときに「候補地の1つとして位置付ける」と表現すると、候補地というのは明らかだと思いますので、もし応募がなかった場合、現在地で決定と思われるのが自然だと思います。

また、答申（6）では、現在地を建設候補地とすることが例示として挙がっているので、現在地を候補地の1つとして位置付けると、現在地を建設候補地とすることが、がぜん生きてきてしまうと思います。

本件については、諮問（6）の「募集の結果、応募がなかった場合の対応に関する事

を練ったうえで改めて検討することでどうでしょうか。

良案が出るかもしれません。

黒須良次（委員）

用語についての今迄の説明で、候補地イコール比較対象地ということであれば、用地検討委員会で技術的な議論をする場合は比較対象地という表現で資料にも記載していると思いますが、対外的には候補地にする整理の仕方で良いと思います。

「比較対象地を募集する」では、何をどうやって受け止めて良いか分からなくなりますので。

ただ、対外的に出す場合であっても、比較対象地というニュアンスを伝えたいということであれば、「候補地（比較対象地）」のように、用地検討委員会で比較検討する対象地であることを表現すれば誤解がないと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

表現の関係ですが、答申（5）に関連し、既に候補地という表現で広報等の情報発信及びパブリックコメント募集などを行っています。

参考までに申し上げますが、これまで候補地の意味が分からないですとか、候補地の定義を教えて欲しいといった類の問い合わせは1つも受けておりませんので、住民の皆様は候補地で理解されていると思います

岩井邦夫（委員）

答申（6）について、募集の結果応募がなかった場合は、自動的に答申（5）3番の現在地になるという話ですが、答申（6）にきちんと検討すると記載されています。

ただ、柴田委員の仰る懸念及び疑問があるとするれば、答申（6）の書き出し部を「答申（5）の1番と2番の応募がなかった場合」などと、はっきり条件を明記すれば良いと思います。

柴田圭子（委員）

なるほど。

（発言許可を求める傍聴人あり）

寺嶋均（委員長）

傍聴人の意見は、意見書として予め書面で提出していただくことになっています。

黒須良次（委員）

答申（6）の文言で、果たして用地検討委員会でそこまで言うべきかどうかという部分があります。

2行目の後半からになりますが、「現在地を建設候補地とすることなど」という部分です。建設候補地とは、要するにそこに決定する、そこがお奨めということになると思いますが、応募がなかった場合にそこまで踏み込むことに関し、建設候補地を委員会で決めるのか、答申すべきなのかという議論もあると思うので、現時点であまり先走った表現はいかがなものかと、そこまであえて言わなくても良いという感じがします。

また、我々は応募がなかった場合にどうするかという心配をしているわけです。

12月8日に開催したパブリックコメント対象事案の説明会でも、応募がなかった場合にどのような対応をするのか質問がありましたが、その回答に関して第1に考えることは、出来るだけ応募があるように、要するに応募がないことの防止策を考えなければいけないというニュアンスの対応だと思います。

中間答申の論議から離れるかも知れませんが、その辺に関し例えば答申(5)2番にある前回計画の比較検討地5箇所を関係市町に対して出来るだけ早めに打診することなども1つ手としてあると思います。

ですから、募集期限が切れる前に、出来るだけたくさんの応募があるような算段、方法論及びPRなどについても、用地検討委員会で別途議論が必要だと思いました。

亀倉良一(委員)

答申(6)ですが、先程岩井委員が言われた内容で全体的に賛成という雰囲気でしたが、全くそのとおりで、大賛成です。

具体的には、「募集の結果応募がなかった場合は、応募がなかった事由を検討委員会の会議で検証し適切な対応を云々」ということにすれば、色々な疑念は湧いてこないと思います。

寺嶋均(委員長)

答申(6)の原案の中間部をカットするとう意見です。

岩井邦夫(委員)

応募や推薦がなく、現在地しか残らなかった場合の取り扱いはどうなりますか。

亀倉良一(委員)

それも含めて、用地検討委員会で検討するという事です。

応募や推薦がなければ、事実上そのような対応しかありません。

黒須良次(委員)

応募や推薦がなければ現在地しか残ってないという状況になると思いますが、そもそも新たな候補地を探している最大、かつ、根本の理由は、やはり現在地はすんなり納得出来るようなパーフェクトな場所ではないと思っている方が多いことであり、多分、印西市民では過半数を超えていると思います。

そうすると、例えば最終的に現在地しか候補に挙がらないということになると、もはや比較検討というベースではなく、現在地に関する徹底的な検討を行い、印西地区全体の広域的なまちづくり及び印西市のまちづくりなど、色々な視点からの議論が必要になると思います。

要するに、おへそに当たるような場所をどうするかという議論をきちんと行うべきというような答申の方向であれば良いと思いますが、現在地しか残されておらず必要最低限の条件は満たしているので現在地に決定するとか、建替用地を保有しているから現在地に決定するとか、そういう簡単な議論で最終的な答申を行うことは、多分ミスリードになると思いますので、応募や推薦がなければイコール現在地という議論を進めるのは良くないと思います。

とにかく広域的に考えるべき施設が、要するにニュータウン地区のど真ん中にあるのですから、この施設を今後30年40年どうするかという議論は、もっと別の次元で行うべき話です。

比較検討地がないので現在地が最上というような、いい加減な議論は多分止めたほうが良

いと思います。

最終的に応募や推薦がなければイコール現在地というような直結的な発想は、むしろ非常に危険であると思いますし、用地検討委員会の検討範囲を軽々と超えている問題だと思います。

寺嶋均（委員長）

応募や推薦がなかった場合は、当然、用地検討委員会として以後をどうすべきか、審議する形になりますが。

土田寛（学識経験委員）

皆さんの懸念は大変分かりますが、先程も少し申し上げたように、現在地は都市施設として現存しているので、まちが変わろうが変わるまいが、人がいようがいまいが、実は都市計画自体は残る可能性があります。

そういう意味からすると、用地検討委員会としては候補地の評価基準を定め、管理者の同意をいただいているので、評価対象地が現在地1箇所であったとしても点数付けを行い、その結果を最終答申するのではと思っています。

用地検討委員会は建設候補地を決定しないので、最終答申を受けた2市1町の管理者副管理者がその後の判断をする話です。

また、小金井市のように他市に中間処理を任せることも選択肢の1つとして可能性はあります。

そこまで議論を拡大する必要は全くありませんが、申し上げたかったことは、候補地が1箇所であっても評価基準に基づいて評価し、管理者に答申するということです。

また、特に諮問（6）に関し、応募がなかったからといってハードルを下げていくという構造は必ずしも良い結果を招きません。

逆に色々な議論が勃発する場合があると思うので、1度関係市町に持ち帰っていただき、広域的にも、基礎自治体としても真摯な検討をしていただくことになると思います。

岩井邦夫（委員）

異議なし。

寺嶋均（委員長）

現在地しか残らなかった場合でも、当然、評価はやらざるを得ません。

その評価結果を答申し、管理者などが政治的・政策的な判断をしていただくということになると思います。

それでは、答申（5）3番に関しては、「現在地は建替用地を保有していることから」という書き出しとし、答申（6）は、「募集の結果、応募がなかった場合は、応募がなかった事由を検討委員会の会議で検証し適切な対応を調査審議した上で答申する」という形でどうでしょうか。

堀本桂（委員）

確認ですが、答申（6）の書き出し部は、答申（5）の1番と2番の応募がなければという意味ですね。

寺嶋均（委員長）

明確にするため、答申（５）の１番及び２番による応募がなかった場合とします。

渡邊忠明（副委員長）

答申（６）ですが、「委員会の会議」の「の会議」は余計です。

また、「審議した上」での「上」は、現在、公文書では漢字を使っていませんので、ひらがなが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

それでは答申（５）３番は、「現在地は建替用地を保有していることから、候補地の１つとして位置付ける」とし、答申（６）は、「答申（５）の１番及び２番による応募がなかった場合は、その事由を検討委員会で検証し、適切な対応を調査審議したうえで答申する」ということでよろしいですか。

（「異議なし」との発言あり）

（暫時休憩）

寺嶋均（委員長）

ここで暫時休憩とします。

（再開）

寺嶋均（委員長）

会議を再開します。

募集要項について事務局から説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

中間答申書（案）の５ページをご覧ください。

パブリックコメント募集をした際の資料との相違点を説明します。

先ず、次の６ページから８ページの施設整備基本方針に関する記述については、先程報告した、ごみ処理基本計画検討委員会第６回会議で決した内容に差し替えしました。

また、前回会議における黒須委員のご意見の他、河邊副委員長との打合せにおいても、施設整備基本方針に関しては、専門的用語の解説を加えたほうが住民理解の面で好ましいとのご意見をいただき、６ページの最後に総合評価方式、７ページの最後にPFI、DBO及び包括的運営管理委託に関する解説を加えました。

また、８ページの（２）に関しては、別冊の委員提出意見等の１ページをご覧ください。

河邊副委員長より、意見書の提出をいただいています。

意見書の概要としては、タイトルと記載内容の整合が図られていないこと及び施設規模を記載しないと住民理解の面で支障があることから、従前のおり施設規模を記載すべきであるとのことです。

このご意見を反映した追加資料として、別の資料となりますが、募集要項の一部について（代案）を配布していますので、ご覧ください。

こちらは、従前のおり現印西クリーンセンターと次期中間処理施設の施設規模を併記したスタイルとしています。

なお、施設規模の算定方法は、裏面をご覧ください。

以前、ごみ処理基本計画検討委員会から施設規模の報告があった際の方法に準拠していますが、先程ご説明したとおり、同委員会の第6回会議で、平成40年度の減量目標達成時の処理対象ごみ量に変更決定されたこと及び用地検討委員会事務局サイドにおける判断のもと、リサイクルセンターの規模算定については、実稼働率を土日祝日等に操業しないといった、より実態に即したものに変更したことなどにより、1番下に記載しているとおり、規模見込みを変更しています。

ごみ焼却施設は、以前、ごみ処理基本計画検討委員会から報告のあった166t/日から156t/日に、同じくリサイクルセンターは、11t/日から15t/日に変更しています。

なお、施設規模の表現として、ごみ処理基本計画検討委員会では、「プラスマイナス10%程度」と付記されていましたが、施設規模は現時点における見込みで、あくまでも概ねであるということを表示するにあたり、「程度」のみを付記することで十分かつ簡明であると考察しました。

よって、「プラスマイナス10%」の記述は削除しました。

この施設規模の見込みに関する全体的な記述内容は、ごみ処理基本計画検討委員会から最終報告のあった内容のままとするか、又は、ただいまご説明した代案とするかなどをこの後ご審議いただければと思います。

続きまして、9ページをご覧ください。

（4）の2種類の応募書類について、①と②の番号を加えました。

次に10ページをご覧ください。

④番について、町内会・自治会の同意書のほか、同意の状況を確認できる書類を加えました。

想定される書類としては、地区会合の議事録や世帯単位の同意書などが考えられます。

また、2行目の中ほどからになりますが、なお書きを加えました。

理由としては、応募後であっても応募者及び周辺住民の皆様などが、町内会などの同意取得に向けて、ご尽力いただけるケースが考えられることによります。

次に⑤番の地域活性化への寄与に関するご提案ですが、こちらも同様の理由により、なお書きを加えました。

続きまして、12ページをご覧ください。

1番下の問い合わせ・提出先ですが、用地検討委員会事務局の後に（技術班内）を加えました。

只今ご説明した点が、パブリックコメントを募集した際の資料との相違点となります。

寺嶋均（委員長）

事務局の説明が終わりました。

説明の中にもありましたが、8ページの整備する施設規模の見込みは、河邊副委員長から意見書が提出されており、その趣旨を反映した代案が追加資料として配布されています。

先ずこの部分について、どちらの表現が良いかなど意見があればお願いします。

柴田圭子（委員）

やはり、原案の総処理量よりも、代案の施設規模のほうがこれまで通りの表現であることから、分かり易いと思います。

ただし、施設規模は何を根拠にしているのかをきちんと示したほうが良いと思うので、代案の表裏共、募集要項に掲載したほうが良いと思います。

あるいは、少なくとも総処理量の根拠について、詳細な記述が必要だと思います。

寺嶋均（委員長）

施設規模の算出根拠ですね。

岩井邦夫（委員）

同じような意見ですが、原案の整備する施設規模の見込み欄について、年間処理量として41,893.96 tと細かい数字が記載されていますが、算出根拠が分かりません。

平成40年度の減量目標達成時にこれ位の焼却量になりますというだけでは、住民は何のことか分からないので、やはり平成40年度における排出原単位と人口に基づいて計算するとこれ位になるということを明示したほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

リサイクルに熱心な方、あるいはごみの減量に熱心な方は、そこまで知りたいということですか。

岩井邦夫（委員）

そこまで説明すれば、減量のやる気も出てきます。

平成24年度実績における家庭系の排出原単位は約521 g／人・日なので、それに比べて20何%減量しなければならないという気持ちが湧いてきます。

土田寛（学識経験委員）

この募集要項は住民の皆様全員へのメッセージですが、ごみ処理基本計画そのものは、どのような法的効力を持ちますか。

要するにごみ処理基本計画検討委員会で決定した将来推計ごみ量を施設規模に転換することが用地検討委員会側の作業となるので、中身の話にあまり突っ込んでしまうと、越権行為のようになってしまうことが心配されます。

また、施設が過大か過小かといった議論に直接触れることについて、多くの候補地を応募していただくことと、どのような関係があるのか不明です。

高橋康夫（事務局：主幹）

ごみ処理基本計画は、廃棄物及び清掃に関する法律第6条で規定された一般廃棄物処理計画であり、今年度、ごみ処理基本計画検討委員会で既定計画の改訂に係る調査審議を進めています。

また、ごみ処理基本計画検討委員会では、整備する施設規模の見込みに関する表現を変更する際は、用地検討委員会の責任において行って欲しいとのことです。

寺嶋均（委員長）

どこまで細かく説明するかということになります。

鬼沢良子（学識経験委員）

次期中間処理施設を稼働開始する時期と、それ迄、現施設をどのように操業するかについて説明したほうがより良いと思います。

施設規模はあくまで見込みにはなっていますが、人口にしてもごみ量にしても推計であり、実際に整備する段階で改めて推計計画を立てますので、やはり、その辺をきちんと謳ったほうが良いと思います。

最終推計の時期は相当先になると思います。

高橋康夫（事務局：主幹）

基本的に、次期中間処理施設の建設年度等のスケジュールは、現時点では持っていません。

施設規模については、原案及び代案共に、施設整備時の直近の実績処理量及び将来推計ごみ量を基に最終調整すると記載しています。

また、ごみ処理基本計画は15年間の長期計画となりますので、来年度の平成26年度から15年間、つまり平成40年度が計画目標年度となります。

河邊安男（副委員長）

候補地の募集要項を広報紙等に掲載及び配布する時点で、ごみ処理基本計画の改定は完了していますか。

高橋康夫（事務局：主幹）

完了していません。

ごみ処理基本計画のパブリックコメント募集を平成26年1月6日から2月6日の間に行い、答申は3月中になりますが、候補地の募集は平成26年1月6日から行う予定で考えています。

河邊安男（副委員長）

それであれば、ごみ処理基本計画の検討状況をご覧いただく前提で、候補地の募集要項に詳細なことは載せなくても良いと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

先程の鬼沢学識経験委員のご意見は、仮に施設規模の見込みについて代案を採用する場合、施設規模を施設整備時直近で最終調整する旨を記載しているので、クリアしていると思います。

また、その他の内容についても簡明に表現していますので、募集要項の一部としては分かり易いと思います。

なお、施設規模の見込みの算出根拠は代案の裏面にまとめていますが、この内容を募集要項に加えるとボリュームがあまりにも多くなること及び簡明にならないので、算出根拠は中間答申書の資料編に差し込むような形で取り扱うことではいかがでしょうか。

亀倉良一（委員）

ごみ処理基本計画検討委員会では、これまで施設規模を166トン±10%程度と示していましたが、今回は処理するごみの量に変更しました。

これは非常に分かり難いという河邊副委員長の意見はもったもなことで、そういう意味では、これまで通りの内容である代案が良いと思いますが、原案のどこを代案に差し替えるのかはつきりしません。

川砂智行（事務局：副主査）

8ページをご覧ください。

3) 整備する施設の概要の内、(2) の整備する施設の見込みの全てを代案に差し替える形で考えています。

亀倉良一（委員）

それであれば、突然156トンだけでは、先程の意見のように算出過程が分からないので、代案の裏面のような細かい内容は必要ありませんが、例えば算定式位は記載し、また、実稼働率0.767と調整稼働率0.96の根拠を少し説明すること位は、最低限必要だと思います。

代案のままでは、現在の300トンが、なぜ156トンになるのか分かり難い気がします。

黒須良次（委員）

基本的には亀倉委員の意見に賛成ですが、やはり施設の大きさを図る目安となるのが施設規模なので、代案のほうがすっきりしていて分かり易く、根拠としてもこちらのほうが良いと思います。

ただし、施設規模の算出根拠に関する算式のような、かなり専門的・技術的なものを示すと、逆に分かり難くなると思います。

については、ごみ処理基本計画検討委員会が推計した年間処理量が平成40年度時点で何トンなので、それを安定的に処理するために必要な施設規模としてこの位が見込まれますというような、要するに解説的な内容で納得いただけるような表現のほうが、むしろ適していると思います。

算式そのものを示してしまうと、算式で用いる係数の説明や係数の根拠など、細かい話になるので、避けたほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

先程、事務局から説明がありましたが、詳細な算出根拠は募集要項に記載せず、中間答申書の参考資料として差し込むような形が考えられます。

ごみ減量やリサイクルに熱心な方は、ごみ処理基本計画のパブリックコメント募集で意見などを出していただく形で、やはりごみ量の関係はごみ処理基本計画検討委員会の領域だと思います。

候補地の募集要項における施設規模の見込みは、代案を採用することとし、詳細な算出根拠は、中間答申書の参考資料として差し込む形でどうですか。

土田寛（学識経験委員）

施設規模の算出根拠で、ごみ処理基本計画検討委員会が年間処理量を決定したとっていますが、答申の後、正式に減量計画が承認され、行政計画に置き換えてから初めて発効する

効力なので、現時点ではっきり根拠を示すよりも、委員会同士の役割分担をきちんとして、ごみ処理基本計画検討委員会の決定内容如何によっては多少の変更があるというようなことも加えた形で整理したほうが良いという気がします。

また、年間処理量の根拠は、用地検討委員会で部分的に示すよりも、失礼な話ですが、ごみ処理基本計画検討委員会の資料で確認していただくという役割分担のほうが良いと思います。

なお、用地条件の面積要件は現施設と同等の2.5haと明快に謳っていますが、施設規模は約半分になるので、収集車の数も半分などという誤認識が、独り歩きしてしまうことに対する配慮も必要だと思います。

岩井邦夫（委員）

今の土田学識経験委員のような話は当然出ると思います。

代案に現在のごみ処理施設の規模が300トン/日と記載されていますが、現在、実際に焼却している日量は、大体120トン位です。

その実際のトン数を記載しないと、ごみの処理量が半分になると皆さん勘違いしてしまいます。

実際のところは、人口は増加するものの、住民の努力で排出原単位を減らし、平成40年度の推計としては現時点と比較して大差ありません。

この件は、住民説明会等で必ず出る話なので、今後、ごみ処理基本計画が確定した時点で変更しても良いですが、正確な情報は流すべきだと思います。

（「異議なし」との発言あり）

亀倉良一（委員）

岩井委員の意見に賛成です。

また、施設規模の見込みについて、これまで施設の規模を示していたにも関わらず、今回は処理量に変更していることが不思議でした。

先程、ごみ処理基本計画検討委員会の報告を聞いて納得しましたが、結局、ごみ処理基本計画検討委員会では、処理するごみ量は推計するが、どの程度の施設能力で処理するかは技術的な問題もあり、例えばメーカーに聞かなければ、適切な施設規模は算出出来ないということで、ごみ処理基本計画検討委員会では示さないという結論になった経過があります。

そういう意味で施設規模の取り扱いは、用地検討委員会の判断ということになります。

また、施設規模を示すことは、公募をする際に、次期中間処理施設と現施設はどこが違うのかを示すために、つまり現施設よりもコンパクトな施設を造ることを知らせるメッセージとして必要となります。

そういう意味では代案のほうが良いし、それを理解してもらうためには多少のコメントを付けたほうが良いと思います。

河邊安男（副委員長）

今、施設規模を求めることはメーカーに聞かなければ出来ないという話がありましたが、

代案の裏面に記載された計算式を用いれば求められます。

よって、反対にごみ処理基本計画検討委員会で施設規模を算出しないことが間違いであると思います。

寺嶋均（委員長）

いずれにしても、施設規模の見込みに関しては代案による形式で良いと思います。

なお、注釈として根拠的なことまで細かく記載するかどうかということに関し、議論が分かれているところだと思いますが、用地選定の段階でそこまで触れなくても良いのではないかと思います。

岩井邦夫（委員）

細かい話は、ごみ処理基本計画を見てくださいということでも良いと思います。

ただ、現在300トン燃やしていると勘違いされる可能性があることから、現在の処理ごみ量と将来推計処理ごみ量は、募集要項の情報として絶対に入れたほうが良いと思います。

黒須良次（委員）

代案の用語ですが、現印西クリーンセンターという欄と、次期中間処理施設という欄があります。

一般の方は、印西クリーンセンターが中間処理施設であるとダイレクトに中々結びつかないと思いますので、丁寧過ぎるかもしれませんが、現印西クリーンセンターの欄を「現中間処理施設（印西クリーンセンター）」というような形に書き換えたほうが良いと感じました。

鬼沢良子（学識経験委員）

順番は逆に、最初が次期施設で次に現施設のほうが良くはないですか。

黒須良次（委員）

それでも良いかもしれません。

寺嶋均（委員長）

現施設は二段書きになるということですね。

黒須良次（委員）

そうです。

土田寛（学識経験委員）

順番や表現は、それで良いと思います。

なお、現印西クリーンセンターの施設規模300トン／日は、マキシマムの施設能力ですか。

寺嶋均（委員長）

公称能力です。

土田寛（学識経験委員）

一方、次期中間処理施設の施設規模156トン／日は、減量計画に基づいているわけなので、燃やさなければならない量ですね。

高橋康夫（事務局：主幹）

減量目標達成時の焼却処理量に基づき算出したマキシマムの施設能力です。

土田寛（学識経験委員）

156トン／日の能力があれば良いということですか。

そうすると、説明としては300トン／日に対して、実測値としての稼働率が掛かるということですね。

高橋康夫（事務局：主幹）

はい。

岩井邦夫（委員）

だから代案の裏面に説明のある係数が生きてきます。

施設規模は実際に燃やす量ではなくて、係数を掛けて余裕を持った規模となります。

土田寛（学識経験委員）

実稼働率と調整稼働率を掛けていることから、マキシマムの施設能力ということで、両方とも基本は最大能力を記載しているわけですね。

寺嶋均（委員長）

ただし、焼却炉で燃やせるカロリー量は設計的に決められています。

恐らく、現在のごみは昔よりもカロリーが相当高くなっているので、燃やす量を減らさざるを得ません。

よって、建設時の公称能力は300トン／日であっても、実際にはそこまで焼却出来ないと思いますが、現状の実質の最大焼却能力はどの程度ですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

最大で70トン／日程度です。

寺嶋均（委員長）

公称能力は100トン／日ですね。

高橋康夫（事務局：主幹）

はい。

岩井邦夫（委員）

それは1・2号炉ですね。

高橋康夫（事務局：主幹）

そうです。

現施設は公称能力100トン／日の炉が3つありますが、1・2号炉は古い炉なので、燃焼室が小さめになること及びボイラーの関係もあり、70トン／日程度が限界です。

岩井邦夫（委員）

3号炉は新しいので、公称能力通り100トン／日の焼却が可能ということですね。

高橋康夫（事務局：主幹）

はい。

よって、現施設は240トン／日程度が、実質のマキシマムです。

寺嶋均（委員長）

実質的には、現施設240トン／日程度が、次期施設では156トン／日程度になるということですね。

土田寛（学識経験委員）

施設能力が240トン／日から156トン／日になるということを皆さんに伝われば良いということですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

しかしながら、公称能力ではなく、実際の施設能力240トン／日を用いると、当初計画から順番に説明する必要が生じ、説明が長くなります。

柴田圭子（委員）

焼却実績量を入れれば良いと思います。

高橋康夫（事務局：主幹）

先程ご指摘があったように、平成24年度の焼却実績量と、平成40年度の減量目標達成時における焼却対象年間ごみ量を併記すると分かり易いと思います。

因みに平成24年度の焼却実績量は約42,000トンで、平成40年度の減量目標達成時における焼却対象年間ごみ量とほぼ変わらない量となります。

岩井邦夫（委員）

平成40年度の減量目標達成時における焼却対象年間ごみ量の推計は41,893.96トンであり現状と同等ですが、災害ごみなどの余計なものが入っているので、実際の焼却量はむしろ減ります。

そういう説明が出来るので、やはりきちんと内容を説明したほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

候補地の募集要項にどこまで表現させるか。

岩井邦夫（委員）

参考資料で良いと思います。

必ずこの件は住民から質問が出ます。

寺嶋均（委員長）

その質問に対する回答は事務局できちんと用意しておくとして、募候補地の募集要項の一部としては、代案の内容に差し替えることで良いと思いますが。

岩井邦夫（委員）

参考資料でも良いので、平成24年度の焼却実績量と、平成40年度の減量目標達成時における焼却対象年間ごみ量は加えたほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

代案の注釈に、平成40年度における減量目標ごみ量を基に見込んでいると記載してありますが。

岩井邦夫（委員）

概要説明はありますが、減量目標ごみ量は記載されていません。

ごみ処理基本計画の関係資料に誘導する表現でも良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

住民に対して親切なので、やはり現在の焼却実績量も入れたほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

それでは、代案に差し替えることとしますが、注釈に平成24年度の焼却実績量と、平成40年度の減量目標達成時における焼却対象年間ごみ量を加えることで良いですか。

ただ、各ごみ量は小数点以下の数字もあるので、約を付けてまるめたほうが良いかもしれません。

岩井邦夫（委員）

平成40年度の減量目標達成時における焼却対象年間ごみ量は、ごみ処理基本計画検討委員会が推計した数字なので、そのままのほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

それでは、正確なごみ量を入れるとして、また、ごみ処理基本計画の関係資料に誘導する表現も加える形で募集要項を修正するという事です。

渡邊忠明（副委員長）

それと、現在の日処理量も必要だと思います。

高橋康夫（事務局：主幹）

日処理量も入れると分かり難くなるので、年間ごみ量だけのほうが良いと思います。

岩井邦夫（委員）

それでも良いと思います。

寺嶋均（委員長）

それでは、そうした修正を加えることとします。

事務局で表現の検討をお願いします。

その他、何かありますか。

渡邊忠明（副委員長）

7ページ(2)③で、環境教育にも効果があるとしていますが、5ページ及び8ページでは環境学習となっていますので、言葉を揃えてください。

また、確認ですが、ごみ処理基本計画のどこかに緩衝緑地、あるいは煙突等のデザインがランドマーク的になるという表現があったように、おぼろげながら記憶していますが、どうですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

ごみ処理基本計画で、そのような表現はありません。

岩井邦夫（委員）

ごみ処理基本計画では触れていませんが、前回計画の施設整備基本計画で煙突は100m以上等の具体的な表現がありました。

黒須良次（委員）

5ページの挨拶文ですが、候補地を募集するという事で、文章の中に必要なことが色々なキーワードとして盛り込まれていると思いますが、最後まで読まないという結論が分からないという感じがするので、最初の節においてしっかりと表題通りに候補地を募集する内容の記述をしたほうが良いと思います。

原案では最後の節で、「こうしたことから検討委員会では」という書き方になっており、

募集する理由が少し弱いと思います。

なお、多くの住民の皆様に関心を持っていただくために候補地を広く募集しますとなっておりますが、関心を持っていただくのではなく、やはり適地を広く募集するという考え方を最初の節にしっかりと書き込み、それがどういう経緯・理由で、また、現施設はどうであるという説明をその後しっかりと書いたほうが良いと感じました。

岩井邦夫（委員）

その件に関し、やはり候補地を募集する理由をきちんとここに明示しておく必要があります。

広く一般の方から候補地を募集するとしていますが、前回計画では当時の関係市町村の推薦地だけしか受け付けないこととしていたので、その違いをはっきりと記載しておくべきだと思います。

なお、前回計画では、関係市町村以外で応募したいという団体がありましたが、当時の検討委員会の会議で決するところにより、採り上げないこととし却下しました。

今回計画はそれとは全く違い、広く一般から受け付けるので、それを強調したほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

主なところでは、5ページの挨拶文の冒頭部に候補地を募集する内容の記述を加えること及び候補地を募集する目的に関する事で、住民の皆さんに関心を持っていただくということではなく、適切な候補地を選定するために募集するというような意味合いの表現に修正したらどうかという意見です。

岩井邦夫（委員）

関心を持っていただくために募集するわけではないと思います。

柴田圭子（委員）

適地を募集することだと思います。

寺嶋均（委員長）

最も相応しい用地を選定するためにというような表現も考えられます。

川砂智行（事務局：副主査）

最後のくだりですが、端的に、「こうしたことから検討委員会では関係市町による推薦の他、候補地を広く一般に公募することといたしました」程度でも良いと思いますが。

岩井邦夫（委員）

順番が逆だと思います。

広く募集することがメインであり、ただ、応募がなかった場合は困るので、関係市町からも推薦するという考え方だと思います。

関係市町の推薦は従来からの手法で、今回大きく違うのは広く募集することです。

川砂智行（事務局：副主査）

5ページはあくまで挨拶文であり、募集の中身については6ページ以降で確認していただく前提で構成を考えています。

岩井邦夫（委員）

挨拶文の表現は1つのコンセプトなので、重要だと思います。

寺嶋均（委員長）

募集要項は、これまで議論を重ねてポリッシュアップされ、更にポリッシュアップしようという意見をいただき、ありがたいことだと思います。

広く募集を行う理由など、本日の委員意見を踏まえて、必要なアレンジは事務局に任せるということではいかがでしょうか。

（「異議なし」との発言あり）

次に候補地の比較評価項目・基準・配点について審議します。

事務局の説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

13ページをご覧ください。

パブリックコメント募集をした際の資料との相違点をご説明します。

先ず、3次審査No.14の周辺住民の理解度・協力度の評価基準ですが、前回会議では、定性的な評価を行うにあたり、予め想定される着目点をなるべく掲げておくという運びとなりました。

本ページは文字が小さいので、60ページの補足資料をご覧ください。

下の表に着目点として考えられるものを7項目列記しています。

着目点の検討については、前回会議で寺嶋委員長からご提案のあった評価基準の1つである「周辺住民意見交換会における雰囲気」をベースとさせていただき、関連するもの及び連想するものなどを抽出しました。

①番は、応募者及び町内会等が周辺住民の意見を何らかの方法で集約していた場合、意見集約の結果を問わず、その取り組みそのものを加点点評価するものです。

意見集約を能動的かつ積極的にされた応募者及び町内会等であれば、組合との協力体制・協働体制といったものが、円滑に構築されるものと考えています。

②番は、最終的な住民合意に至るまでの段階について、先ずは正確な情報を持つことで理解に繋がり、次に理解が深まることで協力という前向きな第1歩に発展し、そして最終的に合意が形成されるという大まかな流れになると考えられます。

つきましては、最初のステップである情報把握の正確さを加点点評価するものです。

③番は、ただいまご説明した協力へと繋がる理解の深さを加点点評価するものです。

④番は、用地検討委員会が決した候補地の抽出手法の基軸を公募としていますので、誘致に関する意欲の高さを加点点評価するものです。

なお、誘致意欲の高さに関しては、協力度の高さと概ね同義になるものと考えています。

⑤番は、賛成者の割合やその程度を加点点評価する考えですが、初期の段階では、賛成の声はなかなか上がらないものと考えられますので、括弧書きしているように、反対の状況により押し量ることも必要であると考えています。

⑥番は、仮に反対の意見が多かったとしても、継続協議が出来る状況、つまり、話を引き続き聞いていただける状況であれば、最終的には合意が形成されるという未来に繋がる可能性があるため、未来に繋がる程度も含め、加点評価するものです。

⑦番は、周辺住民の理解度・協力度に関する集大成である町内会等の同意書が提出された場合、加点評価するものです。

なお、この同意書が提出された場合は、相当な高評価になるものと考えられます。

周辺住民の理解度・協力度の評価基準に関するご説明は以上です。

改めて13ページをご覧ください。

次にNo.16の地域社会貢献の評価基準をご説明します。

評価の着目点そのものは変更ありませんが、最後のくだりに将来性を加え、これまでの皆様のご意見に基づく評価基準の考え方をより明確に表現しました。

続きまして、No.14の大項目や募集要項で用いている「周辺住民」という用語について、その対象範囲のご提案をさせていただきます。

追加資料として配布した「周辺住民の対象範囲について」をご覧ください。

考察の条件等は、表の上に列記した(1)～(4)の通りですが、ポイントとしては、アクセス道路用地を候補地に含めて周辺住民の範囲を検討すること及び一定範囲内の住民ではなく一定範囲内の町内会に居住する住民を対象としていることです。

対象範囲の主なケースとしては、表の1番左のとおり4ケース掲げていますが、上から順に想定される該当町内会数が多くなります。

なお、正面のホワイトボードに4ケースの概略を図化しているので、合わせてご確認ください。

表の中程に評価基準との整合欄がありますが、これは、No.5の地域住民の日常生活への影響において設定した評価範囲300mとの整合に関する欄です。

次に考察及び判定と続きますが、先ず、③番及び④番は該当町内会数が多く、限られた期間内に適切に評価することが難しいことを理由として不適としました。

①番及び②番は、それぞれ現実性及び妥当性があると考えられますが、①番は考察欄に記載しているように、候補地が町内会の端部に位置し、かつ、隣接町内会の住宅群が近接する場合は、評価対象範囲が不適切との指摘を受ける可能性があります。

こうした状況となった場合は、大きな問題となることが考えられます。

最後に②番は、評価対象範囲に過不足がないと考えられ、また、評価基準とも合致します。

なお、②番は、候補地の位置によっては該当町内会数が多くなる可能性及び関係市町の隣接自治体、例えば八千代市の町内会が含まれてしまうことが考えられるものの、①番で想定される問題よりも、その程度は少ないものと考えられます。

以上のことを総合的に勘案すると、周辺住民の対象範囲は②番が妥当であると考えられます。

なお、②番のケースは、中間答申書(案)60ページの1番下、備考欄に周辺住民の定義として記載しています。

寺嶋均（委員長）

事務局の説明が終わりました。

大きく表現が変わった部分は、3次審査のNo.14、周辺住民の理解度・協力度になります。

総合的な評価に当たって想定する着目点が7項目列記されていますが、先ずこの部分から意見を出していただきたいと思います。

なお、②番と③番は、かなり一体的な感じの項目になっています。

平成26年4月上旬に、応募のあった候補地が属する町内会長等に対し、応募があったことを連絡し、町内会長等が会員の皆さんに情報を伝えるということが最初であり、その後、施設の中身を良く理解してもらうことについては、事務局から会員に説明しないと難しいものがあるかもしれません。

募集要項に記載されている内容だけで、施設の中身を具体的に理解することは難しいと思います。

よって、町内会長から追加資料や説明の依頼があるかもしれません。

それも1つの熱心さ、あるいは協力度につながるのだと思います。

河邊安男（副委員長）

この項目は、前回会議で候補地が出てきてから中身を検討することで決したと認識しています。

本日の資料では着目点が列記されていますが、現時点ではこのような着目点が考えられるものの、候補地が実際に出てきた段階で再検討し、場合によっては着目点の一部削除及び追加等を行う前提で良いですか。

川砂智行（事務局：副主査）

3次審査No.14は前回会議で、定性的な評価をせざるを得ないということで、合意をいただき、募集に先立ち予め想定される着目点をなるべく掲げておくという運びになりました。

ただ、実際には、候補地が出揃った段階で、各候補地の状況を見てみないと中々の確な着目点は決めきれないので、具体検討は渡邊副委員長が仰ったように、これからとなります。

あくまでここで掲げているのは、現時点で想定する着目点であり、最終的な着目点は変更及び追加等、色々なことが想定されると思います。

寺嶋均（委員長）

応募のあった候補地が属する町内会長等に対し、町内会の意向を出来るだけ確認していただくことを含めて、応募があったことを連絡する際、その連絡方法は訪問や電話等が想定されますが、事務局ではどのように考えていますか。

川砂智行（事務局：副主査）

町内会長等へは、応募があったことを訪問により連絡する考えです。

寺嶋均（委員長）

連絡の後、町内会長がどのように動いてくれるのかも1つのポイントになります。

あまり動いてくれない場合、それはそれで1つの評価として受け止めざるを得ないということになると思います。

河邊安男（副委員長）

先程の事務局説明のとおり、現時点で想定される着目点を認識しておき、特に今議論することはないと思うので、周辺住民の対象範囲について審議を進めたらどうかと思います。

寺嶋均（委員長）

現時点で想定される着目点は、これ以外にもあるかもしれませんが、3次審査を行う時期まで時間があるので、追加等したい内容があれば、今後、審議することが可能です。

なお、本項目のように評価基準を定量化出来ない項目については、各委員の常識の範囲内で定性的に評価し、点数化するしか方法はないと思います。

岩井邦夫（委員）

周辺住民の対象範囲で2点確認します。

1点目は、現在地の場合、原案の300m以内に町内会等があるかどうか。

2点目は、仮に300m以内に町内会等がない場合、どのように考えるのか。

川砂智行（事務局：副主査）

現在地の場合、高層集合住宅のアビックが300mの範囲内に位置しています。

また、千葉ニュータウン中央駅の近傍に、近年、新たな集合住宅が建設されました。

岩井邦夫（委員）

そうすると、②番の場合に現在地は、300m以内に町内会等があるということですか。

川砂智行（事務局：副主査）

はい。

岩井邦夫（委員）

分かりました。

川砂智行（事務局：副主査）

また、300m以内に町内会等がない場合ですが、300mの範囲内に一部でも入っていれば該当町内会等と判断する考えなので、余程のことがない限りどこかしら該当すると考えています。

岩井邦夫（委員）

それは希望ですね。

川砂智行（事務局：副主査）

実際は、そうした状況となったときに考えるしかない問題だと思います。

岩井邦夫（委員）

分かりました。

寺嶋均（委員長）

集合住宅の場合、管理組合が組織されていますが、町内会とは違いますね。

岩井邦夫（委員）

集合住宅は、管理組合だけで町内会が組織されていない場合があります。

管理組合は住民の団体ではなく所有者の団体なので、関係ないという意見もありますので、非常に難しいところです。

こちらもケースバイケースで考えることになると思います。

黒須良次（委員）

岩井委員からケースバイケースという話がありましたが、現施設の印西クリーンセンター環境委員会の範囲のとおり、千葉ニュータウン中央地区は、関心を持っている住民が非常に広い範囲に居住しています。

その理由は、委員提出意見等の④、住民からの意見書ですが、中段に括弧書きでダウンバーストへの配慮があります。

この地区の住民は、皆ダウンバーストに困っています。

要するに、ごみ収集車が住宅の近くを通行するなどの近隣問題ではなく、もっと広範囲の問題となっています。

ダウンバーストが起き易い時期はありますが、排煙の最大着地濃度地点の範囲内に中高層住宅がたくさんあり、ダイレクトに目に見える煙の塊が帯として到達し、また、臭いの問題もあるので、この地区は全域的に環境問題に関心を持っています。

だからこそ、これだけ広い範囲で環境委員会が組織されているという事情があり、この300mというのは、あくまでも最低限の近隣問題を考えるような視点の話なので、少し概念が違うというか、問題が発生している実質の問題との接点が全然ない部分もあります。

よって、ケースバイケースで柔軟に対応するということが相当考慮すべきだと思います。

柴田圭子（委員）

私も場所によると考えていました。

現施設から半径2.5km以内の町内会等は、環境委員会に加入出来ます。

それを抜きにして、なぜ300mが出てきたのか少し疑問に思いますので、やはり候補地の地域性を考慮したうえで考えるべきだと思います。

また、確認ですが、No.14の周辺住民の理解度・協力度に関する評価基準は、原案が最終ではなく、2次・3次と審査が進むに従って、中身が変わるということで、よろしいですか。

川砂智行（事務局：副主査）

No.14に限らず、2次審査、3次審査共に、いくつか定性的評価をする比較評価項目がありますが、それらの評価基準はあくまで現時点で想定されるものを着目点として列記しているだけであり、今後、実際に現地を確認した際、また、候補地間の横の比較をした際に、新たな発想・視点が生まれると思いますので、柔軟に対応すべきだと考えています。

柴田圭子（委員）

No.14に係る前回会議の資料では、総合的な評価に当たって想定する着目点として、「周辺住民の理解度・協力度の状況及び町内会・自治会等の同意書の有無等」となっており、これで全ての要素が含まれているので、本日の資料のようにあまり細かく列記しなくても良いという気がしますが、その辺はどうですか。

川砂智行（事務局：副主査）

前回会議の事務局案のとおりで良いということですか。

柴田圭子（委員）

今後、状況に応じて評価基準が変わるのであれば、現時点で細かく列記しなくても良いと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

ただ、変更等をする可能性はあるものの、現時点において想定される着目点を列記しておくことで、応募される方に対し、こういったことが求められている、こういったことが必要であるというような理解につながる側面もあります。

柴田圭子（委員）

候補地の募集の際は、比較評価項目・基準・配点を示すということですね。

川砂智行（事務局：副主査）

本日決していただいたものを示します。

また、この後説明しますが、応募される方は応募申込書を事務局まで取りに来ていただくこととなります。

その際、これ迄審議していただいた資料を事務局から説明したいと考えています。

亀倉良一（委員）

ここも中々難しい問題だと思いますが、多分、前回計画の9住区でもめた理由は、300mという線引きをかなり厳格に扱ったことだと思います。

300mを少し外れると住宅群があるものの、300m以内に住宅は1軒しかないから良いというような論理がかなり強く、少し外れた住宅群の住民からすれば、納得しがたい話だったと思います。

原案の300mについて、仮に現在地を起点にしてどの辺までカバー出来るのか測ってみたところ、アビックの1棟及び戸神台の住宅は範囲内になりますが、意外と狭いという感想を持ちました。

実際問題として色々な声が出てくるのは、更にその周辺の住民となります。

用地検討委員会で範囲を決めたときに、その周辺の住民は検討の場から外されてしまうのかと言うと決してそうではなく、例えば説明会にも出席するでしょうし、自主的な町内会の活動としても色々な意見を出すでしょうし、そういう意味では、用地検討委員会で周辺住民の対象範囲を決めたからといって、それ以外の住民の意見は聞かなくても良いということには全くならないと思います。

かといって周辺住民の対象範囲を環境委員会の範囲に準拠し2.5kmまで広げると、際限のないことになるので、色々検討の余地があると思いますが、一定の線引きをする必要はあるものの、どの辺が妥当かと考えた際、やはり300mでは少し狭いという感じがします。

例えば500mとするなど、もう少し対象町内会が増えるように、また、色々な意見が十分に吸い取れるような器を用意したほうが良いと思います。

なお、2次審査のNo.5、生活環境の保全に関する評価基準の影響範囲は300mとしていますが、これを500mにすると、県基準等からすると範囲が広過ぎるということもあるのでそれはそれとしても、No.14の周辺住民の理解度・協力度を確認する範囲は、もう少し広げても良いと思います。

ただ、結論的にどうするべきかは、現時点ではまとまりませんが。

寺嶋均（委員長）

周辺住民の対象範囲の件で、先程、黒須委員からダウンバーストを起因とする大気汚染の

観点における影響範囲の意見がありました。これは環境アセスメントの中で対応出来ます。

100m程度の煙突で周辺が平坦地だと、最大着地濃度地点は3kmから4km位の地点になると思いますが、それより手前に中高層住宅がある場合などは、風洞実験を行うと良いと思います。

私は以前、東京都の清掃局に勤務していましたが、池袋など、周辺に高層建築物がたくさん建っている地域で清掃工場の建設を計画する際、少し経費が掛かりますが、風洞の中に清掃工場及び周辺の建物をスケールダウンした模型を造り、模型の煙突から排煙の代用煙を排出させて、ダウンバースト等の現象が起こるのかどうかという実験を行ったことがあります。

そうした、生活環境上問題ないかどうかということも含めて評価する方法論もあります。

確か印西地区の近辺では、筑波学園都市にかなり大型の風洞があるので、そこへ依頼すればダウンバーストや局所的な汚染が心配されることに関しての確認が可能です。

大気汚染をベースに周辺住民の対象範囲を決めることは、範囲があまりにも広過ぎるので、只今説明した環境アセスメントの手法で対応したほうが良いと思います。

審議のポイントは、原案の300mとするか、または範囲を広げるにしてもどのような根拠を持つかということになります。

振動、騒音、悪臭など、色々な要素はありますが。

柴田圭子（委員）

60ページの備考欄で、候補地はアクセス道路を含むとなっておりますが、例えば延長10kmのアクセス道路が必要な場合は、当該アクセス道路用地を含めて300mの範囲が、周辺住民の対象範囲のベースになるのですか。

その場合、煙突からの排煙と無関係な地区も周辺住民になりますが。

川砂智行（事務局：副主査）

事務局としても、アクセス道路用地に関しては、候補地に含めたほうが良いのか、含めないほうが良いのか、正直悩む部分もあるので、皆様に審議していただければと思います。

黒須良次（委員）

委員長からダウンバーストの件で詳しい説明をいただき、良く分かりましたが、結局、現在、現在地から半径2km位の範囲内に高さ50m以上、13階、14階建て以上のマンションが、多分10棟以上あると思います。

ダウンバーストが発生し、排煙がたなびく方位は色々な所に散らばりますが、やはり中高層住宅に居住している方達が日常的に窓を開けられないことがあるからこそ問題にしています。

環境アセスメント段階で評価することは当然の話だとは思いますが、近隣説明という範囲の中で、300mを基準にしたとしても、そういう立体的な居住形態があることが現実の問題です。

また、現施設の煙突よりも高い建物が、半径2km位の中にたくさんありますので、その辺も考慮して、やはり周辺住民の対象範囲は地域実態に応じて適宜設定するべきだと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

柴田委員からも同様のご意見がありました。周辺住民の対象範囲に関する資料をご覧ください。

ださい。

条件等（４）ですが、やはり実際には、最終的に住民合意形成を図る必要範囲というものは、最終答申の後、１箇所の建設候補地を決定し、その時点の状況などにより、組合で最終検討することになると思います。

あくまで、用地検討委員会としては、複数の候補地を比較評価する意味での周辺住民という前提で考えていただきたいと思います。

また、現実的な問題もあります。

あまりにも対象範囲を広げてしまうと、高々１か月、２か月の間に果たして本当に適正かつ適切に住民の理解度・協力度に関係することを確認出来るのかという問題があります。

よって、ある程度の合理性を持ち、対象範囲を絞らざるを得ないと思います。

ただ、対象範囲を絞り過ぎると、やはり問題があると思います。

なお、事務局としては②番が良いと考えていますが、理由としては、２次審査のNo.5の周辺住民の生活環境への影響で設定した影響範囲300mと合致すること及び該当する町内会の数が、物理的に審査することが不可能な程度まで増えないことが想定されることです。

土田寛（学識経験委員）

用地検討委員会における調査審議は役所仕事ではなく民間の方達に諮問している話で、かつ、No.14は加点評価の項目なので、基準通り絶対に評価しなければならないということではありません。

仮に応募者が2.5km、5km、10km先の住民の了解も得ていれば、より良い話だと柔らかく受け止めることは出来ませんか。

応募者に、300mの範囲内の町内会等の全部に説明してこいと強制しているわけではない話だと理解していますが、一応の目安として300mというのはいかがですかという例示はするものの、仮に1km先の集合住宅の居住者に対し応募者側が説明をして一定の理解が得られれば、円滑に次期中間処理施設整備事業を進めたい事務局としては大得点なわけです。

そういう判断はあり得ませんか。

川砂智行（事務局：副主査）

ただ、例えば直近の町内会が反対しているのに、遠方の町内会の理解をもってNo.14で加点するということは、大きなトラブルになると思います。

土田寛（学識経験委員）

そこは冷静に判断すれば良いと思います。

町内会毎に、加点が出来る出来ないの判断を定性的に行い、用地検討委員会としてどちら側を採りますかという話です。

平たく言うと、例えば応募者が1.5km先のマンションに居住する住民に対し説明に行かれることは、止めることも出来ないし、説明に行かれること自体、ある種理解度が高いと判断すべき話です。

ただ、近隣の方達に説明が出来ていない、合意が得られていないということは、大所高所どう考えるのか、用地検討委員会の合議の中で議論するのはいかがでしょうかということです。

寺嶋均（委員長）

300mという1つの目安を設定したとして、平成26年4月上旬に候補地が属する町内会の会長に応募があったことを連絡することになっていますが、概ね300mの範囲内で、住民の方々がどのような考え方をしているのか、可能であれば調べていただけますかという形でお願ひすることも考えられます。

その際、町内会の判断で範囲を200mや500mに変えることは、まかせざるを得ないという面があるかもしれません。

藤森義韶（委員）

11ページの建設予定地決定までの流れを見ていただきたいのですが、2次候補地が決まった後、周辺住民意見交換会を開催し、また、建設候補地を決定した後も周辺住民説明会を開催します。

その際、300mの範囲外の住民であっても、今迄の例からすると、関心を持っている方は当然出席されるはずなので、そこで意見は吸収出来ると思います。

渡邊忠明（副委員長）

全く同感で、あまり先走った心配はしないで良いと思います。

亀倉良一（委員）

大体同じ意見ですが少し付け加えると、2次審査のNo.5の300mとNo.14で問題にしようとするエリアは、直接関係ないと思います。

No.5で300mの範囲で比較検討し点数付けを行い、そこで残った候補地が3次審査に進むわけなので、No.14で周辺住民の理解度・協力度の状況を掴むことと300mは連動しなくても全然構わないわけです。

そういう意味で、②番でも良いですが、対象範囲を300mで切ってしまうと狭い感じがするので、もっと広げた形で受け取れるようにしたほうが良いと思います。

実際に測ってみると、先程申し上げたように300mは狭く感じます。

仮に現在地を前提にすると、300mの範囲内に2つ位の町内会しかない感じなので、もっと広げたほうが良いと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

No.5の地域住民の日常生活の影響は、300mの範囲内に存在する住宅や学校が対象で、周辺住民の対象範囲に関する資料の②番は300mの範囲内に存在する町内会としていることから、No.5よりもかなり広い範囲が対象となります。

亀倉良一（委員）

それは分かります。

川砂智行（事務局：副主査）

それを前提としていただき、確かに対象範囲を広げればより良い方向になるとは思いますが、先程も申し上げたように、対象範囲を広げると評価基準に基づいて町内会毎に理解度・協力度を短期間に確認することが物理的に出来ず、それが最大の問題になると思います。

亀倉良一（委員）

1つ付け加えると、都心部のように相当な住宅密集地帯であれば、300mという範囲は

非常に意味を持つと思いますが、印西地区の場合は、前回計画における5箇所の比較検討地を見ても周辺に住宅がほとんどありません。

そういう意味からも、300mでは範囲が狭い感じがします。

河邊安男（副委員長）

候補地にアクセス道路用地を含める関係で、対象町内会が増えるということはありませんか。

川砂智行（事務局：副主査）

事務局案では、候補地はアクセス道路用地を含んでいますので、実際の300mの範囲は、アクセス道路用地に沿う形となり、相当広くなります。

河邊安男（副委員長）

事務局から説明のあったように、候補地はアクセス道路用地を含んでいるので、若干なりとも救われてくると思いますが。

寺嶋均（委員長）

アクセス道路用地を含む候補地から300mの範囲内に、一部でも掛かった町内会は、理解度・協力度の状況を確認する対象となります。

岩井邦夫（委員）

町内会が300mの範囲内に少しでも掛かれば、当該町内会全体が確認の対象ということですね。

なお、確認する単位はあくまで町内会・自治会で、300m以内の住民という見方は必要ないですか。

川砂智行（事務局：副主査）

周辺住民の対象範囲に関する資料の条件等の（3）をご覧ください。

周辺住民の理解度・協力度の関係については、地域活性化に関する防災機能、情報発信機能及び地域産業への寄与など、色々なことが関係してくると思いますが、そういったものを事業展開するに当たり、やはり世帯や個人という単位ではなく、どうしても町内会単位で協議等を行うことになると思います。

よって、周辺住民の理解度・協力度に関する確認範囲の単位は、町内会としたほうが良いと考えました。

岩井邦夫（委員）

候補地にアクセス道路の用地を含めるということが良く理解出来ないので、ホワイトボードに一例を図示してください。

（ホワイトボードに候補地・アクセス道路・町内会の関係図を例示）

高橋康夫（事務局：主幹）

候補地に主要幹線道路が接していない場合は、新たにアクセス道路を整備する必要があります。

また、狭隘な既存道路を拡幅してアクセス道路とする場合もあります。

岩井邦夫（委員）

候補地が主要幹線道路に接している場合は、アクセス道路整備の対象外ということですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

そうなります。

岩井邦夫（委員）

アクセス道路は、既設でも新設でもアクセス道路の周辺の町内会は、周辺住民の対象範囲に加えるということですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

アクセス道路用地を含めた候補地から300mの範囲内に一部でも掛かる町内会の全てが周辺住民の対象範囲という提案です。

岩井邦夫（委員）

分かりました。

堀本桂（委員）

アクセス道路の用地を候補地を含める理由は、ごみ収集車などが集中する影響からということですか。

川砂智行（事務局：副主査）

周辺住民の対象範囲に関する資料の条件等の（1）をご覧ください。

民間の廃棄物処理施設の設置等に係る千葉県の指導要綱では、事業説明の必要範囲として、計画区域から概ね200m以内の地域及び搬入道路の沿道に居住する住民と規定しています。

今回計画との直接の関係性はありませんが、当該県指導要綱の考え方を尊重し、アクセス道路の用地を候補地を含める形で検討してみました。

ただ、アクセス道路は色々なケースが考えられますが、先程柴田委員からご意見があったように、延長距離が相当ある場合、または、2つのルートが必要になる場合などは、周辺住民の対象範囲が大きく広がってしまうことが想定されるので、場合によってはアクセス道路の用地を候補地を含めないことも考えられると思います。

岩井邦夫（委員）

アクセス道路の用地を候補地を含める背景は、新しく中間処理施設が整備されることで、ごみ収集車等が1日当たり200台も通行するので、その影響を勘案するということだと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

今回計画のアクセス道路は、最低限の構造として歩道付きの2車線道路を前提としていますので、中間処理施設が整備されることで、交通に関する危険性が増すようなことは、基本的にはないものと考えています。

寺嶋均（委員長）

3次審査のNo.14に関し、原案は7項目の着目点を掲げていますが、今後も追加出来るので、一先ず原案のとおりで良いと思います。

また、周辺住民の対象範囲ですが、300mの範囲内に一部でも掛かった町内会も意向を

確認すること及びアクセス道路の用地も候補地に含まれるということから、実際は厳密な300mという範囲ではなく、相当広い範囲における意向確認になると思うので、原案のとおりでいかがですか。

(「異議なし」との発言あり)

黒須良次 (委員)

300mの範囲内に町内会があるケースと、ないケースがあると思います。

300mの範囲内に町内会がない場合は、最寄りの町内会を対象とするなど、やはり四方に対して目配りしなければいけないと思います。

また、例えば候補地の北側には1つ町内会があるが、南側にはない場合、北側の1つの町内会の意向だけを確認することは、あまり意味がないと思います。

土田寛 (学識経験委員)

端的に言うと、より大きな範囲の影響度を応募のあった段階で確認することのほうが良いと思います。

今迄の議論では、安易に条件を付して応募がなかった場合はどうするのかという意見が大勢を占めているので、現在、募集開始を直前に控えた状況下、もう1度、本来的なあるべき論として、大気も含めた周辺に対する影響を踏まえ条件化して募集するのか、または、一定程度の応募がなければいけないので、一応の目安として300mで募集するのか。

500m、600m、1kmという範囲は、根拠が求め難いと考えていますが、いずれにしても何らかの範囲を決めて1度募集することが最良の策だと思います。

寺嶋均 (委員長)

事務局から先程説明のあった千葉県の手引要綱は、産廃を対象にしたものですか。

川砂智行 (事務局：副主査)

民間事業者が設置および維持管理する廃棄物処理施設に対する手引要綱です。

計画区域から概ね200m以内の地域及び搬入道路の沿道に居住する住民に対して説明会を開催し、事業計画の説明を行うことが必要と規定されています。

土田寛 (学識経験委員)

面積要件の2.5haについて、用地が正方形だとすると1辺が概ね160mとなりますので、300mは当該1辺の2倍程度の広さとなっています。

中高層建築の紛争事例などにおいても、要は建物の高さとの関係で影響範囲を決めますし、その辺の配慮は用地の1辺だけによらないということはあると思います。

よって、300mが用地の1辺によらないとすると、例えば想定される煙突の高さの何倍という考え方もあり得ます。

ところで、現在の煙突高さは何mですか。

岩井邦夫 (委員)

59mです。

土田寛（学識経験委員）

将来は100m級ですか。

岩井邦夫（委員）

決定はしていないと思います。

土田寛（学識経験委員）

仮に100mの煙突だとすると、その3倍の300mという決め方もあると思います。

寺嶋均（委員長）

日影的な観点ですか。

土田寛（学識経験委員）

基本的に中高層建築は、日影影響の場合が多いです。

亀倉良一（委員）

先程、事務局の説明にもありましたが、実質的に本件は、周辺住民の対象範囲に関する資料の条件等の（4）にあるように、最終的な住民合意形成の必要範囲は、最終答申の後に建設候補地を決定してから状況に応じて組合で検討するという問題になります。

また、資料の大上段に「候補地の比較評価項目・基準・配点等で用いる周辺住民の範囲を次のとおり考察する」と記載されているので、ここで規定する300mが他の全ての基準にも掛かってくるという印象を持ってしまいます。

しかし、周辺住民という用語は3次審査のNo.14にしか出てきません。

よって、周辺住民は、3次審査の段階でしか出てこない用語となります。

そういう意味では、今迄の議論の中でも色々と保留事項が設けられてきましたが、本件も保留事項とすると同時に、資料の（4）に記載されている内容を原則にして考えれば良いと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

周辺住民という用語は、募集要項でも出てきます。

亀倉良一（委員）

周辺住民の関係は、No.14における7項目の着目点に関係することであり、また、着目点の1つとしても考えられます。

川砂智行（事務局：副主査）

そうとも考えられます。

亀倉良一（委員）

そういう意味では、多少フレキシブルなところがあるので、少し緩やかに捉えたほうが良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

いずれにしても先程申し上げたように、2次審査後の意見交換会で色々な意見が出てきますので、半径300mの前に「概ね」という言葉を入れて、フレキシブルにすることができでしょうか。

寺嶋均（委員長）

300mの範囲外の住民から反対の意見が色々出てくるようなことも考えられますの

で、その位のところで収めるしかないと思います。

土田寛（学識経験委員）

あくまで3次は加点審査であり、応募者には一旦この比較評価項目・基準・配点を目安としていただいて、情報の公開性だけが担保されていれば、多分、300mの範囲外の住民で気になる方から意見が提出される可能性があります。

その際、ある種の事務局ワークとしての差配で、その情報を地権者や応募者とどのようにお見合いさせるのか、また、どう処理するのかという話になります。

逆に300mの範囲外の住民から意見がないということは、軽々に判断出来ませんが、暗黙の了解ということもあり得ます。

そういう意味では、300mに「概ね」を付記することで良いと思います。

岩井邦夫（委員）

了解しました。

寺嶋均（委員長）

それでは、周辺住民とは、候補地の敷地境界から概ね半径300m範囲の町内会に居住する住民を意味するという事でよろしいですか。

岩井邦夫（委員）

対象範囲は円ではないので、半径という言葉は良くないと思います。

土田寛（学識経験委員）

半径ではなく、敷地境界から300m以内ですね。

寺嶋均（委員長）

そうですね。

そのように修正したいと思います。

黒須良次（委員）

先程、岩井委員が仰ったように、集合住宅は町内会が組織されていないケースがあるので、その場合は管理組合を対象にすることも考えられます。

岩井邦夫（委員）

そのような場合、管理組合を対象に出来るのであれば、そのほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

住民の意思が確認出来るのであれば良いと思います。

岩井邦夫（委員）

集合住宅の所有者が実際に住んでない方ばかりの場合は話が別になります。

黒須良次（委員）

特に千葉ニュータウン中央駅圏の南側は、町内会が組織されていないところが結構あります。

川砂智行（事務局：副主査）

念のため確認しますが、アクセス道路の用地を候補地に含めるか含めないかは、どうしますか。

岩井邦夫（委員）

候補地に含めましょう。

対象範囲は少しでも広がるほうが良いと思います。

堀本桂（委員）

その関係の議論が途中になってしまいましたが、アクセス道路の定義は、あくまでも中間処理施設に進入するために新たに造る道路を指して、既存の道路にいくらトラックなどの通行量が増えても、それは対象に入れないということですか。

川砂智行（事務局：副主査）

既存の幹線的道路まで対象に入れると対象範囲が膨大になってしまいます。

既に幹線的道路として供用されている道路は、一般交通が増えることをある程度前提にした道路整備形態なので、私見ですが、そこに清掃車両の通行が多少増えることは、社会生活をする中で受忍していただくべきようなことだと思います。

堀本桂（委員）

十分に太い道路であれば、それはそれで良いでしょうが、十分に整備されていないと言うか、さほど交通量を想定していない細い道路を通行することも考えられます。

その場合、あくまでも道路の横に住んでいるのだから仕方ないという理屈になるということですか。

川砂智行（事務局：副主査）

アクセス道路として新設、または狭隘な既存道路を拡幅する場合は、これまでと全く違った地域状況・車両通行状況になってしまうことが想定されるので、その点を評価する考え方として、アクセス道路の用地を含んだ300mという対象範囲を提案しました。

寺嶋均（委員長）

アクセス道路は、最低2車線はないとまずいと思います。

また、かなり整備された道路であって欲しいと思います。

アクセス道路が狭隘で多量の車両通行に適さない場合、清掃車が増えて問題になることを放置して良いのかという意見がありました。

藤森義韶（委員）

それは、先程の事務局説明のとおり、既存道路が2車線の7mに満たない場合は拡幅するということです。

堀本桂（委員）

候補地に接する既存道路も拡幅する場合があるということですか。

藤森義韶（委員）

そうです。

土田寛（学識経験委員）

アクセス道路自体は、もう少し厳密に定義する必要があると思いますが、技術基準の話なので先々の検討で良いと思います。

具体的には、都市計画法第29条で規定する開発許可を受ける際、宅地は道路に接していなければならない、それが1番分かり易いアクセス道路です。

ただ、既存道路の拡幅をする場合でも、当然環境アセスメントの中で将来の交通量推計を行います。

よって、収集車等がどこを通行し、どの交差点がどれ位混んで、また、大気、騒音、振動の影響がどの程度あるのかということは、将来的に環境アセスメントの中で行います。

一義的には、先ず新設、次に既存道路をどのように拡幅するのか、拡幅しなければ交通がさばけないのかという辺りまでを現時点では一旦アクセス道路という緩い概念の中に入れておくことで良いと思います。

先々の議論における細かい話をすると、既存道路が都道府県道、市町村道、私道及び農道などによって、ネットワークの考え方が全部違いますが、本件は、2次審査位までに整理をしていけば十分であると思います。

藤森義韶（委員）

アクセス道路の幅員などの基準は、県等で規定しているのですか。

土田寛（学識経験委員）

基準はないと思います。

藤森義韶（委員）

それでは、1車線でも構わないということですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

ただし、車両の出入りの関係から2車線プラス片側歩道として、最低限の幅員として7mは必要だと考えています。

土田寛（学識経験委員）

片側歩道ですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

最低限の条件としては片側歩道が考えられます。

寺嶋均（委員長）

道路構造令や都市計画法など、色々な規定基準があると思うので、諸々それに準拠せざるを得ないと思います。

渡邊忠明（副委員長）

61ページですが、収益費用に「蒸気利用など」と記載されていますが、今度の間処理施設は高効率発電を行い、要するに余った電気を売却して収益を出すということだと思いますが、「蒸気利用など」の「など」の中に電気も入っているということなら良いですが。

柴田圭子（委員）

「蒸気利用など」を削除したほうが良いと思います。

亀倉良一（委員）

発電も蒸気利用だと理解していました。

渡邊忠明（副委員長）

なるほど。

朝日大輔（コンサルタント）

発電は蒸気により行いますので、蒸気利用です。

渡邊忠明（副委員長）

了解しました。

柴田圭子（委員）

委員提出意見等の1番最後のページですが、先程、黒須委員が少し触れた住民意見で、評価項目のNo.5の最大減点をマイナス70点、地域住民の日常生活への影響をマイナス65点、地域景観への影響をマイナス5点という内容になっています。

また、地域住民の日常生活への影響は、60m以内に住宅が10軒以内であるとか、かなり具体的に想定して意見を提出しています。

この意見書を見た際、確かに高層ビルがたくさんある都市地域は、居住者が凄く密集しているので、No.5番の配点は原案のとおりで果たして良いのかどうか疑問に思いました。

私達は、この意見書をどの位斟酌したほうが良いのか分かりませんが、皆さんの意見を伺いたいと思います。

渡邊忠明（副委員長）

これはバランスを欠いた提案と言わざるを得ないと思います。

いずれにしても2次審査の配点は、正式な会議以外も含めて非常に緻密な議論の結果なので、振り出しに戻すのはいかがかと思えます。

河邊安男（副委員長）

住民意見の取り扱いには既に会議で決しているもので、それを事務局から説明してください。

川砂智行（事務局：副主査）

9月13日から用地選定に関する住民意見の受け付けという取り組みを行っていますが、提出いただいた意見は、あくまで会議の参考資料として取り扱い、直接の調査審議の対象とはしないことで決めています。

ただし、着目された委員が当該意見の内容を会議で紹介するようなことは出来るものとしています。

河邊安男（副委員長）

今迄こうして議論してきたので、私もここへきて振り出しに戻すことはないと思います。

土田寛（学識経験委員）

以前の会議で、中間処理施設は迷惑施設ですかという質問をしましたが、皆さんが心配する部分は何となく理解してきました。

しかし、バックデータも分からない意見書では何とも言えないので、採り上げられないと思います。

寺嶋均（委員長）

住民の方々のごみ焼却施設に関する考え方、あるいは価値判断は色々な意見があり、用地検討委員会としては今迄大変長い時間を掛けて積み上げてきたところです。

当該住民意見書のような考えを持たれる方がいらっしゃることも確かだと思えますが、常識論的な部分で私は見解が違います。

黒須良次（委員）

この意見書について、実は同感するところがあります。

2次審査No.5の生活環境の保全是、マイナス35点までの配点で減点審査を行い、評価の低い候補地は除外するということですが、No.5の小項目及び評価の考え方で、地域住民という表現を使っています。

地域住民という概念はかなり広いですが、結局、評価として具体的に数字で表せるのは、地域ではなく近隣、要するに300m以内でしか評価出来ないことに限界があります。

よってNo.5の考え方は、地域住民ではなく近隣住民に対する影響なので、もう少し正確な言葉使いが必要だったと思います。

もう少し広げて考えてみれば、やはりニュータウン中央地区などは、駅圏2kmの範囲内に中高層マンションに住んでいる方がたくさんいますし、戸建住宅も多いので、やはり自分も含めた地域住民の気持ちは、健康を最重視したいということがあります。

よって、No.5は、もう少し減点を大きくしたほうが良いと思いますが、これ迄の色々な調査審議の中で、一応、最大の減点要素として位置付けた経緯があるので、これまでの審議は尊重します。

ただし、厳密には地域ではなく、あくまでも近隣に対する評価であることをきちんと認識しておくべきだと思います。

亀倉良一（委員）

住民の合意を大事にするということで議論を進めてきたので、この意見書における心配事は良く分かります。

しかし、100点満点中、生活環境の保全だけで70点を割くと、残りの項目の配点合計が30点にしかなくなります。

つまり、意見書の配点のとおりにすると、今迄の議論の積み重ねによる全体バランスが大きく損なわれてしまいます。

また、逆に全体の点数を増やせば良いということになると、意味がなくなります。

例えば原案の配点を2倍にすれば70点になりますが、他の項目も同時に2倍になってしまい、同じウエイトになります。

よって、意見書において心配している部分は、十分に頭の中に入れて評価するものの、配点は原案で良いと思いますし、納得してもらえないと思います。

寺嶋均（委員長）

今迄、色々な意見がありましたが、候補地の比較評価項目・基準・配点は一部について修正事項がありましたが、了承ということでよろしいですか。

修正事項は、後程、事務局でまとめてください。

（「異議なし」との発言あり）

次に補足資料について説明をお願いします。

朝日大輔（コンサルタント）

補足資料の変更点を順次説明します。

14ページご覧ください。

これ迄の補足資料は個別の資料でしたが、今回は中間答申書の一部になりますので、全体の通し番号でページをつけています。

15ページをご覧ください。

表の下になりますが、これ迄はここに処理規模166t/日±10%という文章がありました。それを削除しています。

17ページをご覧ください。

基礎データの参考例示として、印西市の洪水土砂災害ハザードマップですが、これ迄はA4サイズでしたが、図面が見えないというような指摘があったことから、A3サイズに拡大しており、以後の基礎データに関する図面もA3サイズに拡大しています。

なお、原案では洪水土砂災害ハザードマップは印西市分のみを添付していますが、白井市及び栄町の図面も添付することで、現在手配中です。

22ページをご覧ください。

地域計画対象民有林の図面になります。

図面の下部に黒丸を表記していますが、ここが現印西クリーンセンターであることの凡例を加えました。

また、地域計画対象民有林に対する凡例も加えました。

30ページをご覧ください。

成田空港の高さ制限についての文章を全面改訂しました。

改訂した主なものとして、半径4kmから16.5kmの範囲は、高さ制限が45mから295mという幅があり、この確認は、2次審査の段階で候補地を地図上に落として関係機関に照会する旨を追記しています。

図面については、赤い枠で印西地区の場所を明示しました。

31ページをご覧ください。

下総航空基地の制限表面概略図が入手出来たので、当該概略図に差し替えました。

また、合わせて高さ制限のコメントを修正しました。

32ページをご覧ください。

埋蔵文化財包蔵地の図面になりますが、凡例の下に消滅した埋蔵文化財包蔵地の注記を追記しました。

46ページをご覧ください。

印西市の都市計画図ですが、最新のものに差し替えました。

なお、47ページの白井市分及び48ページの栄町分についても、最新のものに差し替えました。

52ページをご覧ください。

栄町の液状化マップになります。

千葉県最新版が公表されていたので、その図面と差し替えしました。

なお、右下の凡例ですが、印西市及び白井市の評価基準と合わせるべく、「高い」及び「やや高い」が「しやすい」、「低い」が「ややしやすい」、「極めて低い」及び「液状化対象外」が「液状化対象外」という評価基準を明示しました。

柴田圭子（委員）

液状化に関して栄町だけが千葉県資料となっているのは、町で作成した資料がないからですか。

朝日大輔（コンサルタント）

栄町は液状化マップを作成していないので、千葉県の地震防災地図を用いました。

柴田圭子（委員）

分かりました。

朝日大輔（コンサルタント）

次に60ページをご覧ください。

周辺住民の理解度・協力度ですが、評価方法の文章を簡潔にしました。

また、評価基準は、着目点として7つの項目を掲げました。

なお、最下部の備考欄ですが、先程の審議に基づき、概ね300mの範囲という形に修正します。

寺嶋均（委員長）

不鮮明な図面もありますが、全体的には大変見易くなったと思います。

何か意見はありますか。

（「異議なし」との発言あり）

続いて応募申込書の説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

62ページをご覧ください。

先程ご説明したように、この応募申込書は各所で配布はせず、応募を検討されている方に直接お渡しすることを考えています。

その際に色々と資料の説明等を加えたいと考えています。

応募申込書の内容は一般的なものになるので、説明は割愛させていただきます。

寺嶋均（委員長）

応募申込書について、意見や質問はありますか。

岩井邦夫（委員）

複数の方が土地を所有している場合は、どのように応募申込書を記入するのですか。

川砂智行（事務局：副主査）

地権者が複数の場合は、様式のサイズを拡げるなどし、連名により応募いただくこととなります。

岩井邦夫（委員）

62ページの3の（2）ですが、4月上旬に応募地が属する町内会・自治会等にお知らせするとありますが、隣接町内会等に知らせる必要はありませんか。

川砂智行（事務局：副主査）

この時点で隣接町内会等を含めてお知らせすると、地元町内会が意見集約をしていない状

況にも関わらず、外部から色々な声が入ってしまうことが想定されるので、やはり最初の段階では、応募地が属する町内会長さんにお知らせしたほうがトラブルは少ないと考えています。

岩井邦夫（委員）

前回計画では、住民が知らないうちに建設予定地が決められたとか、なぜ1番最初に我々に教えないのかというクレームがかなり激しかったこともあり、注意すべきと思い質問しましたが、分かりました。

黒須良次（委員）

11ページのフローチャートの周辺住民意見交換会ですが、その時点で現在地が残っていた場合、当然、現在地の周辺も意見交換会の対象として含まれると考えてよろしいですか。

川砂智行（事務局：副主査）

はい。

黒須良次（委員）

分かりました。

寺嶋均（委員長）

他に意見等がなければ、これで中間答申に関する審議が一通り終了となりますが、全般を通して、意見があれば出してください。

黒須良次（委員）

中間答申の1ページから4ページにかけて、答申1から9まで非常にコンパクトにまとめているとは思いますが、いったいどういう考え方でどういう筋道に沿って、要するにどういう考え方をもち、基本的にどういうことに重点を置いたのかということを示すリードに相当する記述が全くありません。

原案の内容では、技術レポートを受け取ったような感じがして仕方ありません。

寺嶋均（委員長）

確かにそうですね。

川砂智行（事務局：副主査）

事務局としても仰るとおりだと認識しています。

ただ、前回会議から今回会議までの短期間にパブリックコメント募集及び当該募集の対象事案に係る説明会を開催したことなどから、第1回会議からこれ迄の色々な経緯を集約し、リード文としてまとめことが困難な状況でした。

よって、今回は決定事項の列記として中間答申していただければと考えていますが、もちろん最終答申の段階では、委員長挨拶から始まり、諸々の経緯も含めて細かく答申することを考えていますので、ご了承いただければと思います。

黒須良次（委員）

事情は大体分かりましたが、中間答申書はホームページで公開するので、かがみ文程度は必要な感じがします。

各諮問事項に対するこれまでの審議経緯の説明は最終答申に回すにしても、全体のガイダンスがないとあまりにもぶっきらぼうな感じがします。

川砂智行（事務局：副主査）

答申書については、色々なスタイルや考え方があり、よりシンプルなケースもあります。一応、かがみ文としては、大まかなガイダンスだけで、かなりすっきりとまとめていますが、表紙がそれに相当します。

先程も申し上げたとおり、これ迄、色々な検討経緯があるので、その辺については時間を掛けてきちんと適切にまとめてから公開したいという思いが正直あり、最終答申に回していただければと考えています。

なお、中間答申は候補地の募集に関係する内容なので、実際の問い合わせは応募を検討されている方という個別の対応になると思います。

その際、1人1人に十分な説明を行いますので、ご理解いただきたいと思います。

黒須良次（委員）

委員長に一任します。

寺嶋均（委員長）

事務局は、ここまでまとめるだけで随分苦勞をしているようで、時間的にも非常にタイトであったことは事実だと思います。

よって、リード文や経緯等の記述に関しては、最終答申書において出来るだけ体裁を整えた形でまとめることとします。

次第5 その他

寺嶋均（委員長）

次第の5番、その他を議題とします。

意見等あれば出してください。

藤森義韶（委員）

12月8日に開催したパブリックコメント募集の対象事案に関する説明会において、何かポイントになるような重要な事項はありましたか。

川砂智行（事務局：副主査）

64ページ以降に当該説明会の要約会議録等を綴じているので、そちらをご確認ください。

藤森義韶（委員）

分かりました。

亀倉良一（委員）

先般、組合議会が開催されたとのことで、ある組合議員のブログを見ると、管理者側から現施設の15年間の延命措置に関する提案があったということですが、次期中間処理施設をいつ建てるかという話との関連もあると思いますが、その辺の建設スケジュールは正式に決定していません。

そこで質問ですが、管理者側の念頭にある建設スケジュールと、15年間の延命措置はリンクして提案したのですか。

大須賀利明（事務局：工場長）

昨年の2月から現施設の機器等の詳細調査を委託しており、基本的には次期中間処理施設との整合性を図りながら検討するものですが、現施設の安定操業はもとより交付金の条件など色々なものが重なるので、まずは現施設の延命化事業を優先することとしています。

最終的には整合性を図ることになると思いますが、まだ報告の段階であり、方向性は定まっていません。

ある議員さんのブログでは、15年間の延命化しかないというような内容で記事が載っているようですが、現在、種々検討中であり、決定した事項ではないので、誤解のないようお願いいたします。

亀倉良一（委員）

15年間の延命化は決定していないのですね。

大須賀利明（事務局：工場長）

現施設の機器の更新は、当然、皆様の税金でご負担いただく事業なので、なるべく負担の少ない計画というものは、我々の念頭にあります。

そした中、交付金の活用は当然出てくる話ですが、交付金の条件等を考慮すると、更新後少なくとも10年間は操業しないと交付金の返還が生じるという問題もありますが、いずれにしても、正副管理者間の合意はこれからのので、今後の話となります。

寺嶋均（委員長）

その他、何かありますか。

川砂智行（事務局：副主査）

今後の会議の予定については、後程、メールでご連絡します。

高橋康夫（事務局：主幹）

平成26年2月または3月に、前回延期した先進地視察を予定したいと思います。

具体的な日程等は先方の都合があることから、ご希望の日に沿えない場合もあると思いますが、事務局で調整のうえ、後日連絡します。

岩井邦夫（委員）

73ページの委員名簿に、委員の年齢が記載されていますが、これは必要ですか。

川砂智行（事務局：副主査）

既に会議で決するところにより、委員名簿に記載する情報に委員の年齢も加えることとしています。

岩井邦夫（委員）

分かりました。

寺嶋均（委員長）

最後に、本日の会議録に委員の氏名を記載することによろしいですか。

（「異議なし」との発言あり）

次第6 閉会

寺嶋均（委員長）

長時間に亘りご苦勞様でした。

これで用地検討委員会第9回会議を閉会します。

平成25年12月22日に開催した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会（第9回会議）の会議内容が、この会議録と相違ないことを証明する。

平成 26 年 3 月 17 日

委 員 長

寺嶋均

会議録署名委員

大田 寛

会議録署名委員

鬼沢良子